

ゲオルグ・イエリネクの「一般国家学」とヘブライズム (二)

(ユダヤ思想の研究 No.17)

森* 三十郎

三、國家の概念・本質

- (一) G・イエリネクの視点
- (二) 國家の概念規定
- (三) G・イエリネクの國家の概念・本質
 - ― 批判的註解
- (イ) 社会的國家概念
 - ― 反社会的・個人主義の國家觀
- (ロ) 法学的國家概念
 - ― 組合又は社団↓社団法人説
- (ハ) 國家の本質
 - (a) 國家意思説
 - (b) 事實の規範力説
- (四) 批判
 - (イ) 社会的國家概念の崩壊

* 福岡大学法学部名誉教授

— 混乱・脊理・矛盾・詭弁・誤謬

其の一、社会学、社会哲学の欠如 其の二、政治学と政策学との混同

其の三、歴史哲学、歴史学の貧困 其の四、国家経済学の欠如

(四) 法学的国家概念の崩壊

— 法学的思考方法の欠如、法理念の欠如と法概念の混乱↓法と権利との混同、公権力と私権との混同、組合と社団

との混同、社団と社団法人との混同↓国家法人説の崩壊

(五) ヘブライズムとの関係

— 支配的影響

(以下次号)

三、國家の概念・本質

(一) G・イエリネクの視点— 双頭の蛇

國家とは何か？と云う問題、即ち國家の概念・本質の問題が、國家学の最も重要な問題であることは云う迄もない。

然しそれを究明することは極めて困難な問題であつて、あの『天才的社会思想家』と云われたカール・ロートベルツス (Karl Rodbertus 1805—1875) によつても、國家に就いて『深き秘密ぞ潜む』と云つて、この問題がアポリア (Apollia) 中のアポリアであることを告白し、それを解明すべく哲学的唯心論と唯物論の二元論の何れか一方を採る二元論的一元論を超越する『新しい世界観』(neue Weltanschauung) 即ち、理性 (Vernunft) 又は物質 (Materie) の何れか一

方を最高の哲学的原理とするのではなくて、*グレーベン* (Leben) ↓「生命」を最高の哲学的原理とする世界観↓生命の哲学 (Lebensphilosophie) に到達した。生命の神秘は今日の哲学・科学を以てしても未だに解明され得ていないけれども、理性 (Vernunft) 又は物質 (Materie) の何れか一方を最高の哲学的原理とする一元的・片面的世界観の立場からでは、深い秘密の暗闇に包まれた国家の謎は解明され得ないのであって、要するに国家はその一面を照射され露呈するにとどまり、其の全面的・統一的[、]そして本質的把握には到達し得ない。国家 (Staatsfamilie) と云われる歴史的社會形成が、公けのもの、共同なもの (res publica) ^や *res publica* とは、プラトール (Plato B. C. 427~347) 及びアリストテレス (Aristoteles B. C. 384~322) の国制論 (Politica, Politeia) がすでに示していた。とりわけプラトールの弟子でアレクサンダー大王の師であった逍遙学派 (Peripatiker Schule) のアリストテレスの実證的な学風を継承してそれを発展させたロートベルツスは、進んで国家の社会経済的基礎の究明を試み、大ローマ帝国がオイケン・シユタート (Oikenstaat) 即ち家内生産共同体に基づく国家であることを論証したし、国家が精神的・倫理的・法的共同体であるのみならず物質的力・自然的共同体 (経済共同体↓労働共同体) であることを明らかにした。そして、十九世紀的自由法治国家に就ても、それが法的共同体のみならず経済的共同体であるべきことを主張し、剰余価値の理論を持つ科学的社会主義の国家経済学 (Staatswirtschaftswissenschaft) に基づく社会国家 (Sozialstaat) の理論と政策を史上初めて提示したのである。彼の見解によれば、国家とは、それを構成する人間が精神 (認識能力) と意思 (決断能力) と物質的力 (行動能力) との三位一体の自然的生命共同体であるように、その人間を構成分子とする国家も亦、この三つの要素の三元的一体の *drei einig* な社会的生命共同体 (Lebensgemeinschaft) であると概念規定したのである。勿論生体ではないけれどもいろいろ生体即ち自然的有機体である人間に類似した有機的組織体であり共同体であるから、そ

の擬人化的表現として社会的生命共同体として把握したわけである。

扱て、問題のゲオルグ・イエリネクは、この国家学のアポリアに就てどういう見解を表明しているだろうか？彼も亦、国家の概念・本質の問題が、國家学における最も重要にして最も困難なアポリアであることは、勿論、承知していたのであつて、彼の次の文言はそれを示している。

『國家の性質の認識という國家論のもつとも重要且つ困難な根本問題の解決となり得るいくつかの可能な視点が探求されねばならない。』（芦部外九名共訳、前掲書、一〇九頁、上段）

それではこの根本問題を解決し得るべきどういう視点が用意されているだろうか？彼の視点と云うのは、すでに國家学とはどういう学問であるかに就ての彼の「國家学の方法論」において表明されていた通り、①主觀的方法と客觀的方法 ②社会的方法と法的方法 との両面説であり、主觀的方法に傾斜した一元論的三元論である。それがユダヤ人の民族的象徴の方法論的表明であるということ、そしてそれがヘブライズムの本質的特徴を成す極性 (Polarität) 志向の中庸を缺く主觀的觀念論に陥つており、明らかにユダヤ的思考形式の特徴を表明しているということは、すでに指摘して置いた通りである。従つて國家学の最も困難な問題を解決し得べき彼の視点は、その思想的・世界觀的立場から見れば、國家学の始祖と云うべきプラトール及び稀に見る博学多才のアリストテレスの学統を継ぐヘレニズム系統の視点ではなくて、國家と云えば神の国と民の国しか念頭にないモーセ以来のヘブライズムの思想系統に属する視点↓方法論と見てよからう。

然し、此の彼の視点↓方法論、國家学の最も困難な問題を解決し得べき視点↓両面説↓双頭の蛇は、主觀的な自我 Ego 本位の觀念論に陥つて混乱し、背理・矛盾・詭弁・誤謬を犯しているのであつて、支離滅裂に陥り統一を缺ぎ整序

されていない。国家の本質は法的方法ではなくて社会的方法において把握され得ると云いながら、その社会的方法なるものに就て見ると、社会 *societas* の概念規定すらこれを為し得ていない。社会学の始祖コムト（佛）を初めとしてスペンサー（英）、ロレンツ・フォン・シュタイン（独）、とりわけテニエス（独）等の社会学、及びロートベルツ（独）の社会学を研究した形跡は全く認められないし、その系統に属するデュリング（独）及びディルタイ（独）の生命の哲学もこれを研究した形跡は認められ得ない。国家のような極めて古くして新しい歴史的社会形成の本質を究明する為には、先ず社会学・社会哲学のその道の權威の学問的成果をよく研究しなければならぬが、その形跡が認められ得ない。自然法的国家契約説、とりわけルソーの全く科学的根柢のない反社会的空理空論などを、最も重要な国家学説と高く評價しているようなありさまであつて、彼の視点が客観的、即物的、実証的に認識対象を把握し得べき方法的立場に於て、初めから偏向し主観的観念論に陥つていたことを暴露している。そういう頭では人類文明、又は文化の劫初ごうしよのヴェスタ・フォイヤー（Vesta-Feuer）（聖火）又はシュリットマッハー（Schrittmacher）（先導者）と云つてよい国家の本質というアポリアが解明できる筈はない。又、G・イエリネクの社会的方法という視点には、政治学があつた筈であるが、その政治学を政策学と誤解したり両者の混同主義に陥つておるのであつて、社会的なるもの（*das Sozial*）↓「共同的なるもの」の中で、政治的なるものとは何かに就て考究した形跡が全く認められない。政治現象は国家を離れては在り得ず、ラスキーのような多元的政治論では政治の本質は究明され得ないが、それを究明し得るべき重要な手掛りを提供しているテニエスの共同社会と利益社会の理論も、テニエス流に民族と階級との方法二元論の立場から政治的共同体としての国家の本質を究明する政治学説に就ても、彼は知らない。すでに指摘して置いた通り、G・イエリネクは政治学を政策学と間違えたり両者を混同したりしているのであつて、国家が政治的共同体であるという社会事

実でさえも認識し得ていない。更に又、ポリテイカル・エコノミー↓国家経済学の視角から国家の物質的力（自然力）↓の共同体（労働共同体↓労働国家）と云う側面を照射する眼に全く缺けているから、十九世紀的自由法治国国家（liberalen Rechtsstaat）から社会的法治国国家（sozialen Rechtsstaat）／立法国家（gesetzgebende Staat）から行政国家（Verwaltungsstaat）への現代国家の構造変動が始まって半世紀になるのに、彼は一九〇〇年の時点において、その動態さえも認識し得ていない。

このようなG・イエリネクの視点では、国家の本質如何のアポリアが解明され得るべき道理はないのであって、「眼は節穴」ということになる。

（二）国家の概念規定

概念（Begriff）は理念（Idee）や観念（Vorstellung）とは異なり、自然現象であれ社会現象であれ事物の現象の奥に在る本質 Wesen を把握する思考形式である。従って概念規定（Begriffbestimmung）と云うことは、単なる意味（Sinn）／意義（Bedeutung）の把握とは異なる。感覺的な現象的把握或は認識能力（単なる悟性）を越えた思考能力、思惟↓理性の眼を必要とする。そういう理性的動物（rational Animal）としての人間の知、慧（Sophia）が、客観的に実在する認識対象に対して即物的（sachlich）に↓主観的自我（Ego）を制して客観的な非自我（non-Ego）による真理認識という方法で把握されねばならない。然しG・イエリネクの視点はその逆であって、主観的・向自的・自我による真理認識という方法的立場であるから、初めから視点において俗に云う藐視、みであり、目は節穴に陥っているということになる。思うに、国家はその構成分子である人間と同じく自然に条件付けられ制約され礎定された歴史的社會形

成であり、優勝的社会勢力によつて法組織化された政治的共同体であるから、先ず社会的なるもの (class Soziale) とは何かという社会概念を把握し次にその上位概念の範疇に属する「政治的なるもの」とは何かを究明し、それからその規範的・倫理的側面 (道德と法) に就て考察し、そして統一・綜合的に把握しなければならぬ筈である。そして国家のように複雑な多元的組織体に就ては、単に科学的整理にとどまらず、科学的に把握し得た対象を綜合的に整理する必要があるのであつて、国家の認識・把握ぐらい哲学の眼を必要とする社会現象は無い。ヘレニズムのコスモポリタニズム (Kosmopolitanismus) が示しているあの「多様性の統一」を必要とする。然しG・イエリネクの国家学にもとく哲学が缺けていることは、前述した通りである。彼の云う「整理」は初めから科学的整理にとどまるし、その科学においても、前述の通り歴史学、社会学、政治学、法学の雑炊状態、コングロメラートに陥つており、その思想的立場にヘブライズム又はユードენტゥム (Judentum) が控えている。然しそういう思想的立場↓視点からでは、多様な社会現象、とりわけ国家のような歴史的社会形成を統一的に把握し整理することは不可能である。ユダヤ思想の中核はユダヤ教であり、そこには哲学は無い。そこには極性志向の宗教的絶対主義↓一神教↓批判と闘争の宗教があるのみである。その統一的宗教的世界観には、多元的な現象を統一するギリシア的な多様性の統一ではなくて、「一様性の統一」が在るのみである。抽象的・観念的な単元的ユニヴァーサルイズムがあるのみである。それは余りにも広いユダヤ的思考方法であつて、それはマルクスの唯物論的一神教及びハンス・ケルゼンの国法学的一神教に明らかに表明されていたが、博識、百科全書の知識を誇示しているかのようなG・イエリネクの国家観にも明らかに表明されているのであつて、内的分裂症状を克服すべく無理矢理な主観的・独断的イデオロギーに陥り、思想的・精神的分裂症状を露呈している。

(三) G・イエリネクの国家の概念と本質

―批判的註解

G・イエリネクは「社会」、「政治」及び「国家形体」に就ては其の概念規定をしていないが、国家に就てはその概念規定を試み、その本質に就てもごく簡単に説明している。あらかじめ彼の見解を紹介し、それに註解を加え、若し背理、矛盾、誤謬があれば、その事実を指摘して置くことにする。彼は国家概念に就て、これを、社会的概念と法学的概念又は法的概念とに区分して概念規定をしているが（菅部外九名共訳、前掲書、第六章第三節、一四〇頁、一四五頁）、この方法二元論（両面説）に基づく概念規定は、後述する通り合理的ではない。一元論的な統一的概念規定をすべきであつたであろう。何とならば、彼自身も法概念が上位概念である社会概念の範疇に属する下位概念であるということを述べているし、彼自身は気付いていないけれども、その法概念は政治概念に包含されているからである。国家は前述の通り歴史的社會形成の一種であつて、それは優勝的社會勢力による法組織化された政治的共同体であり団体的統一体であつて、社會の平均人を対象とする強制規範としての法↓実定法が、権力的支配―事實的権力と不可分に結合しているからである。G・イエリネクも亦「事實の規範力説」を主張しておるから、社会的・政治的事実には規範的事実―存在する當為 Sein-sollende が不可分に結び付き包含されていることは承知し得ておるべき筈である。然し彼は、社会的概念と法的概念とを分離し、前者のうちに国家の本質が見出され後者の中には見出され得ないという誤まつた見解を表明している。それでは先ず彼の社会的國家概念から考察してみよう。

(イ) 社会的國家概念

―反社会的・個人主義的國家觀

G・イエリネクは云う――

『社会的国家概念を認識するためには、先ず最初に国家生活の論証可能な究極的な事実^(註解ノ1)に遡らねばならない。国家の客観的な究極的要素としてまず明らかなことは、行動のうちにあられる人と人との間の一定の社会関係の總体、より正確に云うならば、總体という概念はすべて主観的總合形式を意味するから人と人との関係においてあらわれる一定の行動の並存及び連関である。かくて国家は如何なる意味においても實体^(註解ノ2)ではなくて寧ろ機能^(註解ノ3)である。この機能の基礎にある實体は、人間であり人間であり続ける。』(菅部外九名共訳、前掲書、一四〇頁)

(註解一) (1) 社会的国家概念ト云フカラニハ、先ズ其ノ『社会的』Socialト云フ言葉ノ意味、社会(societas)ノ概念規定ヲシナケレバナラナイガ、ソレヲシテイナイ。單ニ『人と人との間の一定の社会関係の總体』トカ『人と人との間においてあらわれる一定の行動の並存及び連関』ト云フダケデハ、社会トハ何かニ就テノ概念規定ヲシタコトニハナラナイ。既ニ指摘シテ置イタ通り、彼ハ社会概念ハ不明確デアルトシ、『社会的ナルモノハ共同的ナルモノデアル』ト云フ命題ノ考究ヲ放棄シテ之ヲ『スフィンクスノ謎』ト称シテイル。ソレデハ社会的国家概念ハ成リ立タナイ。

(2) 『国家生活の論証可能な究極的事実』『国家の客観的な究極的要素』トハ何か? 『人と人との一定の社会関係の總体』トカ、『人と人との間の一定の行動の並存及び連関』ト云フダケデハ、漠然トシテイル。ソウイウコトハ、『論証可能な究極的事実』デハナクテ論証ヲ要シナイ事実デアリ、国家ノ究極的要素デモナイ。

(3) 『總体』ト云フ言葉ハ單ニ『スベテ』(Alles)ト云ヘバ足ルノデアツテ、ソレヲモッタイブツテ、『總体』ト云フ概念ハ主観的總合形式を意味する。ト、稚拙ナ術学的表現ヲシテイル。

(4) 『實体』(Substanz)ト云フ言葉ハ、事物ノ本質又ハ核心(Wesen, Kern)ヲ意味スル哲学的用語デアアル。国家ガ実体デナイト云フコトハ、單ナル現象ニトドマルト云フコトヲ意味スル。国家ガ社会現象ノ一種デアルコトハ云フ迄モナイ。国家ノ概念・本質ト云フ問題ハ、其ノ国家ト云ワレル社会現象ノ究極ニアル實体・正体・核心ヲ探求シテイルワケデアアルガ、G・イエリネクノ『国家ハ実体デハナイ』ト云フ見解ハ、国家ハ單ナル現象的存在ニトドマリ、ソコニ實体↓本質的要素ハ無イト

云ツテイルコトニナル。ソシテ、国家ト云フ現象ノ究極ニ在ル实体ハ人間 (Humanbeing) デアリ、個人、自然人デアルト云ツテイルワケデアル。国家ニ限ラススベテノ社会現象↓家族、部族、民族或ハ学校、教会、会社、労働組合等ノスベテノ公的・私的共同体ハ、ソノ構成分子デアル人間↓自然人・個人ヲ实体トスル現象、機能の現象ニトドマリ、統一の社会的組織体↓団体ヲ形成シテイナイト主張シテイイルノデアツテ、コノヨウナ社会観・国家観ガ極端ナ個人主義的・反社会的観念論デアルコトハ云フ迄モナイ。『实体 (Substanz) ト云フ言葉ハ事物ノ本質・核心・正体ヲ意味スル哲学的用語デアル。国家ガ『实体デハナクテ、ソノ構成分子デアル個々ノ人間ガ实体デアルト云フコトハ、アタカモ自然的有機体デアル人間ニ就テ云ヘバ、ソノ構成分子デアル細胞ソノ他ノ器官ヲ以テ实体デアルトシ、ソノ組織の一体デアリ全体デアリ人間ハ实体デハナイト云ツテイルヨウナモノデアル。部分アツテノ全体ダト云フ個人本位ノ国家観ハ、全体ガアツテノ部分ダト云フ国家本位 (全体本位) ノ国家観ト同様ニ、正シクナイ。国家ハソノ他ノスベテノ社会現象ト同様ニ、人間ノ組織体 (Organismus) デアリ、共同体 (Gemeinwesen) トシテ客観的ニ實在スル社会事實デアツテ、ソノ概念・本質ヲ究明スルコトガ国家学ノ最も重要ナ課題デアリ、ソレガ国家ノ实体ノ究明ト云フ問題デアツタ筈デアル。然ルニ G・イエリネクハ国家ヲ含ムスベテノ社会現象ニ就キ其ノ实体ハ不明確デアルトシ、ソレヲ共同体デアルトスル社会概念ニ就テハ『スフィンクスノ謎』ト称シテ、ソノ究明ヲ放棄シテイルコトハ前述シタ通りデアル。従ツテ国家ヲ含ムスベテノ社会現象ノ实体ハ分ラナイト云ツテイタニモ拘ラズ、国家ト云フ社会現象ニ就テハ『国家ハ实体デハナイ』ト主観的・独断的断定ヲシテ『实体』トハ何カガ分ツタヨウナコトヲ言ツテイル。实体ガ分ラナイト云フコトデアレバ、国家ハ实体デアルトカ实体デハナイトカ、ソウイウ断定ハ出来ナイ筈デアル。明ラカニ偏見、矛盾、背理、誤謬ヲ犯シテイイルノデアツテ、彼自身ハソレニ全ク氣付イテイナイ。

又、ソコニハ思想的ニ見テ看過出来ナイ重要ナ事實ガ表明サレテイイル。ソレガ反社会的個人主義ノ観念論的国家観ノ表明、要スルニ空想・妄想・幻想デアイルコトハ明白デアル。G・イエリネクガコノヨウナ極端ナ個人主義国家観ノ持主デアッタトハ思ヒモヨラナカッタガ、ソコニハ極端ニ走ツテ中庸ヲ知ラナイヘブライズムノ濃厚ナ極性 (Oligarchie) 志向ノ本質的特徴ガ表明サレテイイル。国家ノ概念・本質ヲ把握スルニ當ツテ、『初メニ個人アリキ』ト云フ発想法ヲシテイタワケデアル。此ノ発想ノ仕方ハ、『初メニ神アリキ』神ハ在リテ在ルモノナリ』(旧約聖書、創世記) ト云フモーセノ発想法↓主観的・独断的・専主主義的絶対主義ト云フ点ニ於テ共通シテオリ、其ノ世俗化形式ト云ツテヨイ。又、ソコニハカント哲学ノ物自体 (Ding an sich) ハ分ラナイト云フ考ヘ方ノ影響モアルノデハナイカト思ワレル。カントノ哲学的観念論ハ、クリスト教ノバイブルヲ通

ジテヘブライズムノ思想的影響ヲ蒙ツテイタノデアツテ、G・イエリネクハ其ノ糟粕ヲナメテイタワケデアル。

(5) 国家ト云フ社会的組織体ハ勿論、生体デハナイガ、個々ノ部分ガ結合シ共同作用ヲ行ツテイル全一一体ト云フ点ニ於テ、生体デアアルソノ構成分子ノ人間ト同様ナ機能ヲ行ツテイルガ故ニ、其ノ擬人化的表現トシテ、社会的有機体ト云ツテヨイノデアツテ、物質的力ノ組織体ト云フ一面カラ見レバ自然的勞働共同体ト云ツテヨイ。ソシテ国家ガソノ構成分子デアアル人間ノ物質的力ノ算術的總計以上ノ巨大ナ働ラキ一機能ヲ果シテ来タ歴史的・社会的事実ハ周知ノ通りデアツテ、ラサールガ最も明確ニソノ事実ヲ指摘シテイル。G・イエリネクハソノ客観的ニ実在スル組織体ノ機能、平タク云ヘバ働ラキヲ見テ其ノ実体ヲ見ナイ甚ダシイ偏見・謬見ヲ犯シテイル。コノ考ヘ方ハ機能主義 (Funktionalismus) ノ考ヘ方ニ外ナラナイ。ソレハ事物ヲ何等カノ実体トシテ静的・固定的ナモノトシテ把握スルコトナク、唯單ニ其ノ機能ニ於テ動的、相關的、過程的ニ把握スル認識ノ方法的立場ニ著ルシク偏向シタ主観的觀念論一イデオロギーニ外ナラナイ。実体ノ無イ機能ガアリ得ルノカ？例ヘバロボットハ人間ガ作製シタ機械デアアル。ソシテ人間ト同様ノ或ハソレ以上ノハタラキ一機能ヲ果スコトガアル。ソノ場合、ロボットノ実体ハソノ機能デアアリ、機械デハ、ナイト云ツタラオカシイダロウ。

G・イエリネクは、^(註解六⑩) 国家機能は精神的な集団現象の系列に入れられる^(註解六⑪) と云つて、宗教、藝術、学問、法及び経済等に就てそれが人間の精神的諸機能であると冗舌を続けて後、この唯一の正當な出发点、つまり人間共同体の機能としての国家の把握により、国家学の多くの基礎理論の誤りが説明される^(註解六⑫) と、自画自讚した上で、

国家の本質は多数人の意思関係である。命令する人とこの命令に服従することを承認する人が国家の基礎を成す^(註解六⑬) と云い、国家の客観的構成要素としては、支配的と被支配者の意思関係であることが明らかになる^(註解六⑭) であり、この両者は時間的また一般には(まとまった領土)で空間的な連結関係に立っている^(註解六⑮) (芦部外九名共訳、前掲書、一四二頁下段〜一四二頁上段)と述べている。

(註解六) (1) 国家機能は人間の精神的集団現象である^(註解六⑯) ト云フG・イエリネクノ考ヘ方ガ、哲学的唯心論或ハ哲学的觀念論ノ立

場デアルトハ明白デアル。ソレハ哲学的唯物論ノ立場ノ対立物デアツテ、カール・ロートベルツスノ『新世界観』(Neue Weltanschauung)、即ち理性 (Vernunft) デモナケレバ物質 (Materie) デモナクテ『生命』(Leben) ヲ以テ最高ノ哲学的原理トスル生命ノ哲学↓社会哲学カラ見レバ、何レモ片面的ナニ元論的、一元論デアリ、古代エジプト以来ノ古クカラノ世界観ニ外ナラナイ。人間ハ精神ト物質、認識能力ト決断能力ト物質的力ノ自然的生命共同体デアツテ、ソノ人間ヲ構成分子トスルスペテノ結合ト共同作用ノ組織体 (Organismus) モ亦、精神の要素ト物質の要素、或ハ認識能力 (理知) ト決断能力 (意思) ト物質的力ノ組織体↓生命共同体 (Gemeinwesen) デアルカラ、ソノ擬人化的表現トシテ社会的有機体↓社会的ナレーベンス・ゲマインシャフト (生命共同体) ト云フ前述ノロートベルツスノ国家観カラ見レバ、G・イエリネクハ時代遅レノ哲学的觀念論ノ立場カラシテ、国家ヲ單ナル個人ヲ、実体トスル精神的集團現象ト考エテイルワケデアツテ、甚ダシイ誤リヲ犯シテイルト云フコトナナル。マルクスガ唯物論的一神教ニ陥リ、ケルゼンガ国法学的一神教ニ陥ツテイタトスレバ、G・イエリネクモ亦個人主義ノ觀念論的一神教ニ陥ツテイタト云フコトヨイ。彼等ノ何レモ国家ノ実体ヲ客觀的ニ、即物的ニ把握スル眼ニ欠ケテイル。

(2) 国家ノ概念規定ニ於テ失敗シ、国家ノ本質ハ『意思』ニアルト云ツテイル。意思 (Wille) トハ人間ノ精神作用、形而上的心象中ノ倫理的ナ決断能力ヲ意味スル。ソノ決断能力ノ前提ヲ成ス精神作用ニハ、感覺的ニ捉エタ対象ヲ認識スル (Wissen) 能力 (悟性) 及ビソレニ就テ思考スル (denken) 能力↓理知的ナ能力 (理性) ノミナラズ感情 (Gefühl) 熱情 (Leidenschaft) ガアル。ヘーゲル哲学ニ見受ケラレルヨウニ、情熱ナクシテ世界的功業ガ達成サレタコトハ無イトシテ情熱ヲ重視スル見解ガアルシ、日本ノ家族国家ノ理念ニハ主情的民族ノ情意ガ表明サレ、主意的民族ノ權力主義トハ異ナリ權威主義ガ表明サレテイル。然シG・イエリネクハ個人ヲ、実体トスル自我、一辺倒ノ国家意思説ヲ主張シテイル。

以上の通りG・イエリネクは国家を構成する人間 Mensch, Humanbeing ↓社会的存在ではなくして個人的存在 (?), 国家の實體、実質 Substanz, Wesen を否定して個々のヒト Hito ↓自然人 ↓現実形態と觀念形態に實體を見ていたが、更に進んで、『科学的考察』と称して、彼の社会的国家概念の整理? へ向う。曰く――。

科学的考察の第一の課題は、多くの現象を整理することである。^(註解七)この整理は事實の互いに分離した諸要素を統一へと總括することによつてなされる。しかしあらゆる統一の根底には結合原理が存在しなければならぬ。ゆえにまず、その全体がわれわれに國家として現われるところの意思關係に対する結合原理が求められねばならない。」と。(前掲書、一四二ページ上段) (傍点筆者)

(註解七) (1) 整理ト云フコトハ自然現象デアレ社会現象デアレ感覺的ニ把握シタ認識対象ニ就キ其ノ真相ヲ認識スベク取得シ得タ雑多ナ知識ヲ整理シ体系的ニ秩序付ケルコトヲ意味シヨウ。ソノ点ハ自然科学ヨリハ社会科学ニ於テ之ヲ必要トスル。社会科学ニ於テモ国家学グライ整理能力ヲ必要トスル学問ハ無イダロウ。学ベバ学ブホド混沌 Chaos ニ陥リカネナイ。知識過剰ニ陥リ統一ヲ求メテ苦惱セザルヲ得ナイ。ソシテ整理ガツカズ統一ガ出来ナイデ思想的精神的分裂症状ニ陥リカネナイ。ソレヲ克服シテ理論整然トシタ統一体系ニ到達スルノハ容易デハナイノデアツテ、雑多ナ知識ノ寄セ集メ↓コングロメラートニ陥リ、カオス状態ヲ露呈シカネナイシ、多様ノ統一ニ失敗シテ主観的・独断的・片面的ノ統一ニ終ルト云フコトニナリ易イ。マルクス及ビケルゼンノ思想ト学問ガソノヨウナ状態ニ陥ッテイタヨウニ、G・イエリネクモ亦同一ノ状態ニ陥ッテイルノデアツテ、冒頭ノ「科学的考察の第一の課題は多くの現象を整理することである」ト云フ彼ノ言葉ハ、噴飯物デアアル。汝自身ハ一体ドウナノカ？ 國家ノヨウナ約五千年ノ歴史ヲ持ちテ俗ニ云フ「一筋縄デハイカナイ」多元的ナ視角カラノ考察ヲ必要トスル社会現象ニ就テハ、ヘレニズムノ「多様性ノ統一」↓「哲学的考察ヲ必要トスルノデアツテ、ヘブライズムノ「一様性ノ統一」、一神教的思考方法デアレハ無理デアリ科学的考察ニハ限度ガアル。然シG・イエリネクニハ此ノ道理ガ分ラナイ。

(2) 自然現象デアレ社会現象デアレ、感覺ニ依ッテ捉エタ客観的現象ヲ認識シ、ソレヲ整理シテ統一のナ体系化スルコトハ、世界觀 (Weltanschauung) ノ問題デアリ、統一のナ思想体系ノ形成ノ問題デアアルガ、ソレハ單ニ科学的考察ノ問題ニトドマラズ、寧ろ哲学的考察ノ問題デアアル。事物ノ個々の分析、解剖デハナクテ、ソノ統一・縫合ノ問題デアアル。ソノ哲学ニ缺ケテイタノガ、G・イエリネクノ科学トシテノ国家学デアッタ。「国家 (Staat) ト称サレル社会現象ニ就テ、G・イエリネクハ、國家ノ構成分子ヲ視点トシテ、其ノ内部的心理状態ノ主観主義的考察ヲシ、「知・情・意」ノ中デ、單ニ意思 (Willie) ノミヲ抽出シ、其ノ意思ノ結合原理ニ就テ思考シ、ソレヲ統一ニ迄高メテ、己レノ國家觀ヲ形成シ、之ヲ科学的ト称シテイ。

然シ彼ノ云フ整序ト歸結ハ、イデオロギー (Ideologie) (觀念形態) ニ飛躍シ、国家ノ現実形態 (Realität, Wirklichkeit) カラ遊離シタ非科学的空理空論ニ終ッテイル。

(3) 〃あらゆる統一の根底には結合原理が存在する〃ト云フガ、国家ト云フ団体的統一ノ根底ニハド、ウイウ結合原理ガ存在スルノカ？彼ハ国家ノ社会的概念規定ニ於テ後述スル通り、〃団体的統一〃ト云フ言葉ヲ使イ、国家ノ法学的概念規定ニ於テハ社団、権利能力ナキ社団又ハ権利能力アル社団↓社団法人ト規定スル偏見、ソシテ誰モガ承認シ得ナイ誤謬ヲ犯シテイルガ、此ノ支配ノ組織体 Organismus ノ統一ノ根底ニ、果シテドウイウ結合原理ガ存在スルノカ？

〃全体が国家として現われるところの意思に対する結合原理〃ト云フ彼ノ文言ニ於テ、冒頭ノ〃全体〃トハ一体何ノ全体デア、アルノカ？ヒトエモ、自然人、人類、個人ト云フ意味デアリ、ソノ自然人ハルソー的觀念形態カ、ソレトモ現実形体カ？〃實體〃的人間ト云フカラニハ実在人格トシテノ人間、自然的生命共同体↓有機体ト云フコトニナルガ、彼ノ場合ニハ有機体ト考エラレテイナイ。主観的觀念論的ナ個人的存在ヲ実体ト考エ、ソノ全体ヲ漠然ト国家ト考エ、ソレハ〃實體〃デハナイトシテ機能主義、意思主義ノ立場カラ、命令・服従ノ意思関係―双方行為↓契約的關係ト考エ、国家ノ本質ハ意思ニ在ルト断定シテイル。ソコニハ団体ト云フ組織体、団体的統一ハ存在シナイ。ソウスルト統一ノ根底ニアル結合原理トハ一体何ヲ意味スルノカ？無意味デアッテ後述スル団体的統一ト云フ彼ノ概念規定ト云ウイデオロギートモ明ラカニ矛盾シテイル。

それではG・イエリネクの国家に就ての統一を求めての結合原理なるものを拜見することにしよう。

G・イエリネクの結合原理^(註解八〇) (要旨紹介)

其の一、空間的・時間的統一^(八〇)

〃統一性には空間的^(八〇)なものと時間的^(八〇)なものがある。われわれにとって空間および時間において他のものと区分されると思われるものを、われわれは統一性と考える。このような外部的・機械的統一性では国家にとって十分とはいえない。領域を基準にして他のものと区分される人間集団は、まだ国家ではない。〃(青部外九名共訳、前掲書、一四二頁)(傍線)

筆者)

其の二、因果的統一性^(八/④)

「さらに因果的統一性がある。共通の原因に歸せられるものはすべてわれわれには統一性として現われる。このような因果的結合要素は、もちろん国家に存在するが、国家を普遍的な統一体として現わずには十分ではない。国民は同国民の血統という因果的な事象を通じてのみ構成されるからである。しかし国家の創設又は拡大の場合には、この因果的事象は欠落するかあるいはその意義が減少する。それだけでなく後者は、わずかではあるが、事柄が正常に運んでも他国からの移住および他国への移住によつて起る。」(前掲書、一四二頁)(傍点筆者)

其の三、形式的統一性^(八/④)

「統一性の第三の種類は形式的なものである。持続的な形式の場合には、多数はその部分の変化および変遷にかかわらず、われわれには同一の対象として現われる。国家はこのような持続的な形式的要素をも提供する。国家の諸制度は、通例、長い期間を通じて一定の不変の形式を示しており、その形式を通じて時代の変遷の中における統一性の觀念が生ずるのである。われわれは議院、内閣、軍隊等々を恒常的な形式……」(以下省略)(前掲書、同頁)

其の四、目的論的統一性^(八/④)

「最後に目的論的統一性がある。継続的な目的によつて相互に結合された多数は、必然的に統一体としてわれわれに現われ、その統一性は結合目的が数多くしかも強力に作用すればするほど、われわれの意識に鋭く刻印される。われわれが有機体の名の下に總括する生物学的過程の全体は、自然における目的論的統一性に基づくのである。われわれの行動の整序および判断、精神的および経済的交流、われわれによつて作られ、われわれのため決定された事物の個別化は、

社会における目的論的統一性に基づくものであり、目的があらゆる人間の事物にとつて個体化の原理 *Principium, in-dividuations* と見られるのと同様である。——中畧——国家の統一性も本質的には目的論的統一性である。——云々。——中畧——国家の目的論的統一性は、より詳しく規定すれば、国体的統一性である。^(註解八)（前掲書、一四三頁）

（註解八）(1) G・イエリネクノ結合原理ハ、国家として現われる意思関係の結合原理「デアツタ管デアアル。国家ノ実体性ヲ否定シ、個人ヲ以テ実体トスル機能主義、意思主義ニ就テノ結合ト統一ノ原理デアツタ管デアアル。ソシテ結合原理ハ統一ヲ志向シ結果スル原理デアアルカラ、両者ハ同一原理デアハナイ。然シイエリネクハ、結合」ト統一」トヲ混同シ、結合原理ト統一原理ヲ同義語トシテ使用スル概念的混乱・錯誤・誤謬ヲ犯シテイル。原理 (Prinzip) ト理論 (Theorie) ト教義 (Dogma) トハ違ウガ、賢明ナル？ G・イエリネクハ、ソレラノ区別スラモ知ラナイ幼稚ナ空理空論ヲ表明シテイル。又、結合 (Bund) ト統一 (Einheit) トハ異ナルノデアツテ、ソノコトハ組合 (Verein) ト団体 (Genossenschaft) トヲ比較シテ見タダケデモ分ルコトデアアル。前者ハ契約的・連帶的結合デアツテ組織体デアハナイカラ統一的ナ団体ニ該當シナイ。

(2) 空間的統一性ト時間的統一性ト云フ統一原理ガ擧ゲラレテイルガ結合原理ガ欠落シテイル。彼ハ統一サレタ国家ニ就テノ国家的統一ヲ形成スル結合原理デアハナクテ、既ニ形成サレタ国家ニ就テ、先ズ空間的統一原理トシテ「領域」(法概念) ↓国家ノ三要素ノ一ツデアアル地域の要素ヲ採リ上ゲテイルワケデアアル。結合原理トシテノ、換言スレバ国家的統一ヲ形成スル地縁的結合ノキズナ↓生活シテイル場所ノ共同性(民族概念ノ一要素)ヲ考エテイナイ。コノマサシク空間的結合ノ要素ハ、国家ニトツテ其ノ存立、運命ニカゝワル極メテ重大ナ国家ノ立地條件ノ問題デアアル。G・イエリネクノ祖国、古代ユダヤ国家ノサウルニ始マリダビデ、ソロモント続く王制国家ガ西紀前五世紀ニ滅亡シ、ソノ後一九四五年、ツイオニストノユダヤ国家ガ建設サレル迄、約二千四百二十余年モ永イ間、ユダヤ人ガ何故亡国流転ノ民族ニ終ツタカニ就テハ、国家ノ立地条件ガ劣悪デアツタコトガ、一ツノ重要ナ原因デアツタノデアアル。ソノ点ハ四面皆海ニカコマレアタカモ天然ノ城塞——日本列島ヲ立地条件トスル日本国、或ハアルプス山脈ヲ背ニシ地中海ニ面シタギリシアヤローマ帝国ト比較シテ見タダケ分ルコトデアアル。又ハウスホーフアーノ地政治学 (Geopolitik) ナドモ参考ニナルダロウ。此ノ国家ノ存立運命ニカゝワル重要ナ地域の要素ノ問題ニ就テ、G・イエリネクハ單ニ空間的統一原理トシテ、国家ノ根基ヲ成ス民族ノ地縁的結合↓共同体形成ノ最も重要ナ要素ヲ無視シテイル。

次二時間的統一ノ原理ヲ擧ゲテイルガ、ソレヲ時間的結合原理トシテ見レバ、ソコニモ国家ト云フ社会形成ニトツテ看過デキナイ重要ナ問題ガアルノデアツテ、ソレハ時間ノ流れニ於テ築キ上セラレタ歴史ト伝統ト云フ問題デアル。ローマハ古キ伝統ノ基礎ニ立ツ。ト云フ箴言ノ意味ガ、亡国ノユダヤ人G・イエリネクニハ分ラナイ。

(3) コ、デハ因果的統一性ト因果的結合要素トガ混同サレテイル。又、因果的ト云フ用語ノ下デ主トシテ「同国民の血統」ト云ウコトガ考エラレテイル。「国民」(nation)ト云ウ言葉ハ、領域ト同様ニ、既ニ形成サレタ国家ノ構成員(国籍ヲ有スル者)ヲ意味スル法概念デアツテ、勿論、国家ヲ形成スル人民又ハ民族(Volk, People)ヲ意味シナイ。然シ彼ハ「国民」ノ「血統」ニ就テ語ツテイル。国民ノ血統ニ就テハ、アメリカヤ旧ソ連ノヨウナ多民族国家ヲ見レバ一目瞭然、種々ノ人種、民族ノ寄合世帯デアリ、ソコデ国家的統一ノ基礎ヲナシテイル民族ハ、アメリカノ場合ハゲルマン民族ノアングロ族、サクソン族デアリシ、旧ソ連ノ場合ハ斯拉ブ民族デアル。此ノ民族ト云ウノハ重要ナ政治概念デアツテ、G・イエリネクノ云ウ「因果的結合要素」ニ該當スルシ、「因果的統一性」ノ根基ヲ成ス。G・イエリネクハ、民族ト国民トヲ混同スル甚ダシイ誤リヲ犯シテイルシ、民族ヲ知ラナイ。国家的統一ノ根基ヲ成ス「民族」ト云ウ政治概念ト法組織化サレタ統一(組織体、共同体)ノ構成員ヲ意味スル「国民」ト云ウ法概念トノ區別ガデキナイデ、因果的統一性ト云ウ間キ馴レナイ一般ニハ通用シナイ用語ヲ使用シテイル。血縁的共同性ト云ウコトハ地縁的共同性及ビ文化的・精神的共同性(言語、風俗、習慣、法、道德、宗教等)、運命共同性(戦争ヤ平和ヲ共ニシテ来タト云ウ仲間意識)ト共ニ、「民族」概念ノ要素ヲ意味シテイルノデアツテ、政治学デハ階級ソノ他種々ノ対立矛盾関係↓利益社会的要素ヲ克服シテ、国家的統一ヲ形成シ、ソノ存立ノ根基ヲ成ス共同社会的要素デアルガ、G・イエリネクハ民族トハ何かニ就テ無知デアリ、甚ダシイ偏見ヲ抱キ、敵意ヲ示シ、イデオロギー(幻想)ニ過ギナイト罵倒サエシテイル。(晋部外九名共訳、前掲書、一一九頁)「まったくの幻影でしかないとと思われる民族精神や民族の魂」云々)

(4) 此ノ「形式的統一性」トカ「持続的ナ形式的要素」トカ云ウコトモ、因果的統一性ト云ウ用語ト同様ニ漠然トシタ表現ノ仕方デアルガ、国家ガ提供スル持続的形式トハ、具体的ニハ国家ノ諸制度ヲ意味シテイルカラ、コレモ又領土及ビ国民ト同様ニ既ニ形成サレタ国家ノ法的制度ニ就テノコトデアツテ、国家ヲ形成スル組織原理―結合原理デモナケレバ統一原理デモナイ。彼ハソコデ議會、内閣、軍隊ノヨウナ国家的制度ヲ考エテイルガ、寧ろ国旗、国歌、国歌ノヨウナ国家ノ物的象徴(sachliche Symbol)ノ方ガ彼ノ云フ形成サレタ国家的統一ヲ表現シ、彼ノ云フ国家ノ持続的結合ト統一ニ役立ツテイルコト

ハ、多民族国家ノアメリカ国民ノ「国旗ヘノ忠誠」ト云ウスローガンヲ見テモ分ルダロウ。

(5) 最後ニ目的論的統一性ヲ擧ゲラレテイルガ、目的ハスベテノ団体ニ共通ナ結合ト統一ノ原理デアツテ、国家ニ限ラレタコトデハナイ。従ツテ、国家ニ特有ナ目的ガ指摘サレネバナラナイガ、ソレハ此ノ箇所デハ指摘サレテイナイ。ソレハ別ノ箇所デ指摘サレテオル。(前掲書、第二編一般国家社会学、第八章国家目的論、第三節7・總括 個人の連帶利益・国民の連帶利益・人類の連帶利益、二二二頁。国家ハ外的手段を用いて作用する計画的、集権的な活動により、個人、国民および人類の連帶的諸利益を全体の進歩的發展という方向で満足させ、支配的であり、法人格を有する国民の団体として現われる。)即チ、ココデモG・イェリネクハ、国家ヲ形成スル結合原理・統一原理デハ、ナクテ形成サレ組織サレタ国家ニ就キ其ノ目的ヲ考エテオリ、国家ハ目的論的統一性デアリ団体的統一性デアルト述ベテイル。ソシテソノ目的ハ先ズ第一ニ個人ノ連帶利益デアルトシテイル。従ツテ先ズ第一ニ国家ヲ其ノ構成分子デアアル個々ノ人間ノ連帶利益ト云フ目的ノ爲ノ手段ニ過ギナイ、ト考エテイルコトガ分ル。此ノ考エ方ハ組織的一体ヲ形成シテイナイ組合ニツナガリ団体ニハツナガラナイ。第二ニ、国家ヲ利益社会(Gesellschaft)的存在ト考エテオリ、共同社会的存在トハ考エテイナイ。第三ニ、国家ヲ株式会社ト同様ナ私法人、社團法人ト考エテイル。第四、極端ナ反社会的個人主義国家觀ノ表明デアツテ、「国家ハ消ヘテ無クナレ」ト主張ニツナガツテイル。第五、国家ヲ形成スル結合ト統一ノ原理デハナクテ、形成サレタ国家ノ結合ト統一ヲ説明スル彼ノ(1)空間的・時間的統一原理 (2)因果的原理 (3)形式的原理ハ、此ノ最後ノ(4)目的論原理ニ於テ、形成サレタ国家ト云フ組織体、公ケノ共同体ニ就テソレヲ、ソノ構成分子ノ個々ノ人間ノ連帶利益ト云ウ目的ノ爲ノ手段ト道具ニ過ギナイト見テオリ、ソレニ依ツテ結合原理ト統一原理デハ、ナクテ、結合ト統一ヲ破壊スル原理ニ變化シテイル。明ラカニ不合理デアリ、背理・矛盾・誤謬ヲ犯シテイルト云ウ批判ヲ免レナイ。

思ウニ、国家ノ構成分子デアアル個々ノ人間ハ、頭腦ヲ始メトシテ眼・耳・鼻・口・心臓ヲ始メトシテ五臟六腑、手足、生殖器、血液ヤ無数ノ細胞ガ「生命」ト云ウ云ワバ共同ノ目的ノ爲ニ結合シ共同作用ヲシテイル生体↓有機的ナ生命共同体デアアルガ、国家モ亦、幾多ノ点ニ於テソノ構成分子ト同様ナ社会的組織体ヲ形成シテイルノデアツテ、人間ガ「生命」Lebenヲ内外ノ敵カラ守ルト云ウ共同ノ目的ニ個々ノ分子ガ結合シタ自然的生命共同体デアルトスレバ、国家ト云ウ人間ノ組織体モ亦、其ノ存立ヲ内敵及ビ外敵ノ攻撃カラ守ルト云ウ共同ノ目的ノ爲ニ、ソノ個々ノ分子ガ結合シ共同作用ヲ營ンデイル公ケノ法組織化サレタ政治的共同体デアルカラ、有機的ナ社会的生命共同体ト云ウ擬人化的表現ガ當嵌ル。然シイェリネクハ自然及ビ

ていない。(前掲書、一五二頁参照)

G・イエリネクの団体的統一、一体なるものは、社会現象を客観的、即物的に、又実証主義的、経験主義的立場から把握することができないで、ヘブライズム特有の自我 (Ego) 本位の主観主義、個人主義的観念論の立場からする認識以上の何ものでもない。彼がイデオロギー (觀念形態) に陥っていることは明らかであつて、次の通り、彼の社会的国家概念に於ても明らかに表明されている。

彼は云う――。

国家とは、始源的支配力^(註九)を付与された、定住せる人間の団体的統一^(九〇)である」と。(前掲書、一四四頁下段)

(註解九) (1) 始源的支配力トハドウイウ意味カ? 政治学ニ於テハ国家権力ハ政治権力ト云ワレ、ソレハ法組織サレタ事実的権力デアルト考エラレテイル。ソレハ階級対立ヲ初メトシテアラユル対立矛盾關係ヲ克服シテ、国家的統一ヲ形成スル優勝的社会勢力ノ始源的ナ支配権力デアツテ、ソノ根基ハテニエスノ云ウ共同社会的要素↓民族デアリ、G・イエリネクガ考エテイルヨウナ個人ノ連帯利益ヲ志向スル利益社会的要素デハナイ。彼ノ始源的支配力ニハ、社会学的、政治学的基礎付ケガ全ク缺ケテイル。

(2) 始源的支配力ヲ付与サレタ人間トアルガ、法組織化サレタ始源的ナ政治権力ヲ人間ニ付与シタノハ誰カ? 付与サレタ人間ト云ウノハ、ヒトエ三〇自然人デアリ個人デアリ類概念トシテノ人間||人類デアルガ、付与シタ者ハ一体誰カ? 神カソレトモソノ世俗化的形式デアアル人民カ? ソレハ天赋人權ト同様ナ天赋ノ支配力↓イデオロギート云ウコトニナル。

(3) 彼ノ云ウ団体的統一ト云ウノハ、前述ノ通り實在シナイノデアツテ、個人ノ連帯利益ノ実現ヲ目的トスル組合的結合デアリ団体デハナイノデアツテ、ソレヲ団体ト云ウノハ主観的ナ観念論的虚構ニ過ギナイ。云ウコトガ矛盾シテイルシ混乱シテイル。契約的結合デアアル組合ト組織体デアリ団体トノ区別モ理解シ得ズ、両者ノ混同コングロメラートニ陥ッテイル。

G・イエリネクの社会的国家概念は、概ね以上の通りであつて、註解において詳細に説明して置いた通り、幾多の背

理・矛盾・誤謬を犯し、詭弁を弄しカオス状態に陥った主観的イデオロギーであったことが分る。それでは法学的概念に就てはどうか？

(ロ) 法学的国家概念

— 組合又は社団↓社団法人説

G・イエリネクは、社会的国家概念において、社会 *Societas* の概念規定をしていなかったと云うよりそれを爲し得ていなかったし、政治とは何かに就ては政策と誤解又は混同する甚だしい誤りを犯していたが、法学的国家概念又は法的国家概念においては、法 *Recht* をどういう意味に解していたか？ドイツ語のレヒト *Recht* には、周知の通り、主観的意味におけるレヒト (*Recht im subjektiv Sinne*) と客観的意味におけるレヒト (*Recht im objektiv Sinne*) と云う意味があるが、前者は法を意味し後者は権利を意味する。

G・イエリネクは先ず「法」をどのように解していたか？その点に就ての彼の考え方は、一般国家社会学第十一章・国家と法、第一節・法の問題（前掲書、二二頁以下）に於て、ごく簡単な粗畧な説明があるのみで、法の外面性と妥当性そして強制性に言及しているにとどまる。法とは実定法、即ち、実定性 (*Positivität*) を有する法を意味する。そして実定性とは、妥当性と実効性を意味する。法の妥当性と云うことは、その規範（當為）内容が行われ得べき可能性を有することを意味し、法の実効性 *Wirksamkeit* ということは、その規範内容が現に通用し得ていると云う事実性を意味する。然しそういう明確な法の概念規定は、G・イエリネクの法概念には見受けられない。漠然と客観的意味における法を考えているに過ぎない。これでは実定法と自然法—理想法との区別もつかないだろう。又、法の理念に就ては全然触れていないのであつて、それが正義・衡平 (*Gerechtigkeit*) を意味し、配分的正義及び平均的正義を併せ含むという

ことを知っているのかどうかも分らないし、法哲学が缺けている。

次に、G・イエリネクは、法的国家概念と云う場合に就て、これを主観的意味における法即ち権利と解する誤謬を犯している。彼は云う――。

「法は国家にとつて本質的なものであるから、国家の完全な認識はその法的性格を知ることなくしては不可能である。法により秩序づけられ、法の守護者であり、また形成者である国家は、必然的に法そのもののうちに自己の地位(?)をもたなければならず、そこに法概念が存在しなければならぬ。」(註解十^①) (前掲書、一二四頁、c. 国家に関する法学理論、法概念としての国家) (傍点及び?は筆者)

「国家の法学的認識は、国家の現実の本体を把握しようとするものではなく、国家を法学的に思考可能なものにしようとする、すなわち国家のすべての法的特性を矛盾なく思考し得るような概念を見出そうとするのである。」(前掲書、^十②)

一二五頁) (傍点筆者)

(註解十) (1) 法ハ国家ニトツテ「本質的なもの」ト云ヒ「法概念の存在」ヲ指摘シナガラ、其ノ法ノ概念規定ニ就テ、粗雑ナ説明シカ見受ケラレナイノデアツテ「法」ノ概念規定ヲシテイナイ。又国家ハ優勝的社会勢力ニヨツテ法組織化サレタ政治的共同体デアルカラ、法ハ国家ニトツテ本質的なモノト云ツテヨイガ、G・イエリネクハ、一方ニ於テ国家ノ本質ハ国法学、從ツテ又法的概念ニハ見出サレズ国家社会学從ツテ社会的概念ニ見出サレルト断言シテ置キナガラ、此ノ箇所デハ、国家ニトツテ法ハ本質的なモノデアルト断言シテオリ、云ウコトガ矛盾シテル。

(2) 「法は国家にとつて本質的なもの」トスレバ、「国家ノ法学的認識」ハ国家ノ本質、彼ノ云ウ「現実の本体」ヲ把握シヨウトスルモノデアラネバナライシ、法学的認識ハ其ノ現実ノ本体ヲ客観的ニ即物的、実証的ニ把握シヨウトスルモノデアラネバナライ。然シ、イエリネクハ「国家を法学的に思考可能なものにしようとする」トカ、「国家の法的特性を矛盾なく思考可能にし得る概念」ノ発見ノ問題ダト云ウワケデアル。然シ法学ハ実定法ノ素材カラ游離シタ主観的観念論ノ遊戯ヲ

シテイルノデハナイ。G・イエリネクノ主観主義的方法論ガコ、ニモ表明サレテイルノデアツテ、自我 (ego) 主義↓個人主義ト云ウ意味デノ、ヘブライズムニ特有ナ主観主義 Subjectivism ↓個人主義ガ、コノ「国家ノ法学的認識」ニ於テモ明ラカニ露頭ヲ出シテイル。又、コノヨウナ天邪鬼的ナ御都合主義ノ詭弁ニハ、ジェスイテン (Jesuiten) (耶穌教会士↓陰險狡猾ナ奴等) ヲ想起サセルモノガアル。

又彼は云う——、「国家の法学的把握には三つの可能性が考えられる。すなわち国家は権利の客体であるか、権利関係であるか、また権利の主体であるかである。」(前掲書、一二六頁)

1. 権利客体説 国家を客体として把握することは首尾一貫しない。あらゆる権利客体は主体を前提とするからである。しかしこの主体となり得るものは国家を管理する人間だけであるから、かくて国家を客体とする理論は、国家がばらばらにされ、その重要な要素の一つが国家自身に対置されるということのみによつて成り立つのである。——云々——。(前掲書、一八五頁)

2. 権利関係説 国家を権利関係として把握することは、一見正當であるかのように思われる。われわれは国家のなかに支配者と被支配者を見るのであり、そしてその相互関係のうちに、われわれが国家として認めるところのものがすべて出つくしているように見える。——中畧——国家を支配関係として把握するならば、この関係の統一性および継続性を主張することは、すでに経験的基礎からの逸脱を意味する。——中畧——これらの理論のもつとも重大な欠陥は、国家の権利関係が何に由来するかを説明できないということにある。——中畧——この説が首尾一貫して主張され得るためには、超国家的な法秩序を必要とする。——中畧——また実際においても、この理論は対外的に行動する国家を説明し得ないから、いたるところで挫折する。——云々——。(前掲書、一二七頁〜一二八頁上段) (傍点筆者)

G・イエリネクは続けて云う――

“かくて満足な国家の法学的説明として第三の可能性のみがのこる。すなわち権利主体として国家を把握することである。”^(十ノ四のa) “権利主体の概念は純粹に法学的概念であり、したがって人に付着した事実上の性質をさすのではない。”^(十ノ四のb) “法的意味における主体と云うのは実在、実体ではなく、授与された、つまり法秩序によつて創りだされる能力である。”^(十ノ四のc) “国家が集合的統一性をもつ団体であるならば、この統一性は擬制ではなく、われわれの意識にとつて必然的な總合の形式である。”^(十ノ四のc) “――中畧――”^(十ノ四のc) “そこでこのような集合的統一体は人間個人に劣らず権利主体としての能力をもつのである。したがつて集合的統一体を権利主体に高めることによつて、実在しない実体の擬制が行われるのではない。”^(十ノ四のd) “したがつて国家を権利主体として把握することは、人間を権利主体として把握するのに劣らず科学的正當性を持つてなされる。この理論によつてのみ国家の統一性、国家組織の統一性およびそこから生ずる意思の統一性も法学的に理解され得るのである。”^(十ノ四のe) (前掲書、一二八頁〜一二九頁) (傍点筆者)

G・イエリネクはこのように述べて権利主体説を採り、それが集合主義的国家観に基づくものであり、^(十ノ四のf) “集合主義的統一体は、有機体的国家論、団体的統一体説および国家を権利主体とみる法学理論の基礎をなすものである。”と述べている。(前掲書、一二九頁〜一三〇頁上段)

(註解十一) (1) 法学的把握の可能性 G・イエリネクハ国家ノ法学的把握ノ可能性トシテ權利客体ト見ルカ權利關係ト見ルカ權利主体ト見ルカ三ツノ可能性ヲ擧ゲ權利主体説ヲ採用シテイルガ、其ノ前提ニ於テ法ト云フモノヲ客觀的意味ニオケルレヒト(法)デハ、ナクシテ、主觀的意味ニオケルレヒト(權利)ノ意味ニ解シ、從ツテ法(レヒト)(Recht)、法学レヒト・ヴィッセンシャフト(Rechtswissenschaft)的立場カラ国家ヲ把握シテイナイ。国家ヲ客觀的意味ニオケルレヒト↓法ノ視角カラ照射スレバ、ケルゼンノ場合ハ根本規範(法論理意味ニオケル憲法↓法學上ノ假設)ヲ前提トスル実定的意味ノ憲法、

法律、命令ソシテ司法判決ト行政處分↓自治法へ降下スル国家法秩序デアツタシ、尾高朝雄教授(東大)ニ依レバ、ノモス no-mosヲ窮極ニ在ルモノトスル実定国家法秩序ノ体系デアツタガ、G・イエリネクノ場合ニハ、何等ソノヨウナ法学的把握ヲシテイナイ。ソシテ法(客觀の意味ニオケルレヒト法)ト權利(主觀の意味ニオケルレヒト)トノ區別スラシナイデ、国家ノ非法的把握ヲ法的把握、又ハ法学的把握ト詐稱シテイル。幼稚ナ初步的誤謬ト云ツテヨイ。又、權力「Gewalt」ト「權利」Rechtトハ異ナルガ、ソノ區別ガデキナイデ概念的混乱ニ陥ツテイル。国家權力 Staatsgewalt → 支配權 (Regierungsgewalt, governmental power) ≡ 統治權ハ公權力デアツテ、民族ヲ根基トスル優勝的社会勢力ノ事實的權力—政治權力ガ法組織化サレ法的權力トシテ通用シテイルノデアツテ、支配關係↓統治關係ハ公法上ノ權力關係デアリ、ソレハ一般權力關係↓統治府ト一般國民トノ關係ト特別權力關係↓統治府ト官吏(国家公務員)トノ關係ニ岐レル。G・イエリネクハ公權力ト私的權利、公法關係ト私法關係トノ區別モ出来ナイデ、公法ト私法トノ混同視、公法現象ヲ私法現象ト見ル幼稚ナ誤謬ヲ犯シテイル。彼ノ国家法人説ハ其ノスタートニ於テ法学的非常識、誤謬ニ陥ツテイル。

(2) G・イエリネクガソコデ權利客體説トシテ擧ゲテイルノハ、先ズ第一ニ絶対主義国家論及ヒ家産国家論デアルガ、確カニ、土地・人民、領土ト國民ヲ私物化シ私的所有權ノ客體トスル考エ方ガ在ツタコトハ事實デアル。例エバ、フランスノブルボン王朝ノルイ十四世ノ「朕ハ国家ナリ」(J'Etat, c'est moi)ト云フ有名ナ言葉ハ、絶対主義(↓專制主義)国家觀ノ表明デアルガ、ソノ場合ノ絶対主義(Absolutismus)ト云ウコトハ、統治權ノ行使ニ就テノコトデアツテ、統治權ノ主体ニ就テノコトデハナイ。ルイ十四世ニ限ラズクリスト教的・ゲルマン国家群ノ君主ハ、スベテプリンケプス(Princeps)(同等者中ノ最高者)的存在デアルカラ、相對主義ガ通用スル。ソノヨウナプリンケプス的存在ノルイ十四世ガ、權勢ニ奢リ国家ヲ我が物↓私物扱ヒニシテ云ツタ言葉ガ「朕ハ国家」ト云ウ言葉デアアル。G・イエリネクハソノヨウナ国家論ニ非ズシテ国家觀ガ、アタカモ国家學説デアアルカノヨウニ誤解シテ、「絶対主義及び家産的国家論」ト批判シテイルワケデアアル。一般ニゲルマン人↓西洋人ハ個人主義的權利感情ガ強ク主觀的・要求的私法優位ノ法思想ヲ表明シテイルガ、ソレガ絶対主義的家産国家觀トシテ現ワレテイルノデアアル。然シ思想家デハナイG・イエリネクニハソウイウコトハ分ラナイ。ルイ十四世ノ「朕ハ国家」ト云ウ權勢ニ奢ツタ物ノ云イ方ハ、日本ニ於テモ見受ケラレルノデアツテ、藤原道長ノ「此ノ世ヲバ我が世トゾ思フ望月ノ缺ケタルコトノ無シト思エバ」ト云ウ和歌ナドハソノ例デアアル。

次ニ、「国家を客體として提示する国家の事実的および法学的の本質を同時に解明しようとするザイデル流の考え方に見られ

る支配者理論”ガ擧ゲラレ、ザイデルノ名ガ脚注ニ於テ紹介サレテイルガ、ザイデルガ”一般国家学綱要”(Grundzüge einer allgemeine Staatslehre)ニ於テ如何ナル支配者理論ヲ表明シテイルカ全然紹介サレテイナイシソノ説明ガ無い。国家ヲ客観的ニ実在スル認識客体トシテ、国家ノ社会的事実及ヒ其ノ規範的事実トシテノ側面ヲ同時ニ解明シヨウト云ウ支配者理論ハ、G・イエリネクノ、国家ヲ主観的・觀念論的立場カラ把握シヨウトシテ、社会事実ト法律事実トヲ分離シテ解明シヨウトスル支配関係ノ理論ヨリハ遙カニ合理的デアアル。ザイデルノ学説ガドウシテ権利客体説ニ属スルノカ?ニ就テ説明ガナイ。

更ニ、”国家を營造物とする”さらに未熟な理論”ガ擧ゲラレテオリ、ロテック(Rotteck)、シュタール(Sahl)、ザアカリエ(Zachariae)ノ名ト著書ガ引用サレテイテ、彼等ハ營造物トハ何カノ概念規定ヲシテイナイト批判シテイル。然シ彼等ガ国家ヲ營造物ト云ツテイルト假定シテ、ソノ国家トハ「国家」ト區別サレルベキ「政府」ニ就テ云ツテイルノカ、ソレトモ、国有營事業ニ營造物↓公企業ニ就テ云ツテイルノカ、ソノ点ニ就テノ説明ヲ、G・イエリネクハ全クシテイナイ。法哲学ノユリウス・シュタールナドハ、G・イエリネクト同ジクユダヤ人デアアルガ、プロイセン王国ノ保守派ノ代表的理論家デアツテ、G・イエリネクガ偉ソウナコトガ云ヘル相手デハナイ。又、ギールケヤオット・マイヤーノ名ガ擧ゲラレテイルガ、ギールケノ有名ナ団体理論及ビマイヤーノ行政法学ニオケル營造物(↓公企業)ノ理論ハ、イエリネクノ云ウ”国家を營造物とする未熟な理論”トハ全ク関係ガナイ。オット・マイヤーハ行政法学ノ權威デアリ代表的存在デアツテ、G・イエリネクガ引用シテイル”国家が法人であり得ないのは、国家を法人にすることができるような超国家的法規を欠いているからである”ト云ウオット・マイヤーノ見解ハ、正シイ学説デアアル。国家ヲ権利主体↓社団法人デアアルトスルG・イエリネクノ見解ノ方が、彼ノ云ウ”未熟な理論”ヨリ尚悪イ”誤謬”ニ該當スル。營造物法人ト云ウノハ、国有營事業ノ中デ、特殊法人ヤ行政法人ノヨウニ、国法ニ依リ法人格ヲ付与サレタ政府ノ行政監督ノ下ニアル公企業ヲ指称スル。国家ヲソノ營造物法人トスル学説ハ国家ヲ公法人トスル学説デアアルカラ、ソレハG・イエリネクノ私法人(社団法人)デアアルトスル学説ト同様ニ、彼ノ法的見解ニ依レバ、権利主体説ニ属シ、権利客体説ニハ属サナイ。彼ハオット・マイヤーノ国家法人説ヲ否定スル正シイ学説ヲ引用シテ、營造物法人説ヲ批判シテイルガ、自分ノ国家法人説而モ私法人トスル愚カナ権利主体説ニ対シテモ、オット・マイヤーノ批判的中シテイルコトニ氣付イテイナイ。

尚、G・イエリネクノ専制主義、家産国家論、及ビ營造物又ハ營造物法人説ヲ権利客体説トスル批判ノ立場ハ、国家ヲ実体、有機体デアアルトスル学説ヲ否定シテ、国家ノ構成分子デアアル人間↓個人ヲ実体トスル見解↓前述ノ機能主義・意思主義ノ彼ノ

主観的觀念論ト矛盾シテオリ、国家ヲ共同体・団体的統一体トスル學說―彼ガ批判・排斥・罵倒シタ學說ノ立場カラスル批判ニナツテオリ、自己矛盾ヲ犯シテイル。G・イエリネクガ詭弁學徒デアッタ事實ハ疑ヒ得ナイ。

(3) G・イエリネクハ此ノ国家ヲ權利關係ト見ル學說ノ主張者トシテ、英法ノ著名ナ公法學者ブラックストン(Blakston Sir William 1723~80) オクスフォード大學教授ノ著書「英法註解」(Commentaries on the laws of England, 4卷 1765~69)ヲ採リ上テ次ノヨウニ批判シテイル。ブラックストンハ「公的法關係と私的法關係とを區別してゐる。彼によれば、全國家法は、ただ官憲(Obrigkeit)と人民との諸關係として取り扱われてゐる。國家自身が、すでに當時のドイツ文獻にあらわれてゐるやうに、彼においては少しも問題とされてゐない。今日に至るまで、英國では國家が王 rex と王国 regnum とに分裂してゐるという、中世的な理解は克服されてゐない。そこではその二つが一つの統一体としてまとめられ得ず、双方が互いに權利主体としてゐるのである。」と。(前掲書、一三七頁 註(五〇))ト説明シテ、ハチエック(Hatschek)ノ英法便覽ヲ參考文獻トシテ擧ゲテイルガ、ブラックストンガ英法ニ於テ公法關係ト私法關係トニ區別シ、國法ヲ官憲ト人民トノ關係トシテ取扱ツテイルト云ウコトガ、ドウシテ「國家自身が少しも問題とされず」ノ國家が王と王国とに分裂してゐるト云ウコトナルノカ? ブラックストンハ單ニ英法ヲ公法關係ト私法關係トニ区分シテ詳細ナ註解ヲシテイルダケノコトデアツテ、國家ヲ論ジテイルノデハナイ。官憲(Obrigkeit)ト人民トノ關係ト云ウコトハ國家ノ統治關係ニ就テノコトデアツテ、公法關係ニ就テノ一般權力關係ト特別權力關係トノ區別ニ外ナラナイ。ソノ公法關係ニ就テノ英法ノ註解ヲ、G・イエリネクハ國家トハ何かニ就テノ國家ソレ自体ノ問題ト勘違イヲシテイルワケデアアル。又、英國では國家が王 rex と王国 regnum とに分裂してゐる。即チ、國家ト云フ共同体(Commonwealth, Gemeinwesen)ガ君主ト君主國トニ分裂シテイルト云ウヨウナ學說? ハ、聞イタコトガナイ。レクス(王)ノ存在ヲ離レテレグナム(王國)ハ在リ得ナイノデアツテ、レグナムハ國家トシテ存在シ分裂シテイナイ。恐ラク、古典的古代ト異ナル中世ノクリスト教・ゲルマン國家群ニ於ケル國家ト君主トノ所謂「二重陛下」(majestas realis (res publica) und majestas personalis (rex))ノ教理ヲ誤解シタモノト思ワレル。英法ノ權威ブラックストンノ英法註解ニ就テ、G・イエリネクガ偉ソウナコトヲ云エタ義理デハナイ。要スルニ、ブラックストンノ英法註解ハ、G・イエリネクノ云フ國家ノ法的把握トシテノ「權利關係說」ニハ全く該當シナイ。

又、コノヨウナコトヲ云ウG・イエリネク自身、國家ノ実體、ソノ擬人化的表現デアアル有機體說ヲ批判・罵倒シテ、國家ヲ機能主義・意思主義ノ立場カラ命令・服從ノ關係デアアルトスル彼ノ云ウ權利關係說ヲ主張シテイル。ソシテソレト矛盾スル觀

念論的共同体、団体統一説ノ立場カラ、己レノ主観的・私法的権利関係説ヲ批判スル甚ダシイ自己矛盾ヲ犯シテイル。

何レモ公法上ノ権力関係ヲ私法上ノ権利関係ト誤解シタ、G・イエリネク自身ノ謬説ニ就テノ自己批判デアアル。国家ヲ命令・服從ノ支配関係デアルトシ、ソノ公法上ノ権力関係ヲ私法上ノ権利関係ト誤解シ、ソレニ就テ、国家ノ統一性・継続性ヲ説明デキナイトカ、超国家法の秩序ヲ必要トスルトカ自己批判ヲシテイルコトニナル。G・イエリネクノ権利主体説及ビ国家法人説モ亦、法人格附与ノ超国家的法秩序ヲ必要トスルト云ウオット・マイヤーノ国家法人説批判ヲ免レナイ。

(4) 権利主体説ノ主張

a. 権利主体説ハ初メカラ「国家の満足な説明」ドコロカ、誤マツタ説明デアアル。何トナラバ、初メカラ法ト權利トヲ混同シ、公権力ト權利トヲ混同スル甚ダシイ法学的無知ニ基ツク誤マリデアアルカラデアアル。又権利主体説ハ国家ノ私法的把握デアッテ公法的把握デハナイカラデアアル。

b. 国家ヲ「集合的統一性を持つ団体」トスル假定ハ、国家目的ヲ個人ノ連帯利益ニ歸セシメテイル考ヘ方ト同様ニ、個人ヲ以テ實體トスル其ノ集合物ト見ル個人主義的国家観ノ表明ニ外ナラナイノデアッテ、組織体デハナイ契約的結合ノ組合ト組織体デアアル団体トノ概念上ノ區別ヲ知ラナイ兩者ノ混同主義ニ陥ツテイル。

c. 擬制デハナクテ實在ダト云ウガ、「集合的の一体」トシテノ国家ハ實在シナイシ、主観的空想ニ過ギナイノデアッテ、組合的国家観ノ表明ニ過ギナイ。国家ヲ有機的ナ社会的統一体デハナクテ、個人ノ連帯利益ヲ目的トスル非有機的ナメカニズムニ過ギナイトスル主観的ドグマヲ前提トシテ、権利主体説ヲ主張シテイルワケデアアル。ソシテ此ノ説ヲ科学的正當性ヲ有スルモノトシ、コノ理論ニ依ツテノミ国家ノ統一性及ビ意思ノ統一性ガ法学的ニ理解サレ得ルト自画自讚シテイルワケデアアル。然シ公法ト私法、公権力ト私権トノ區別サエモ出来ナイ非科学的ナ空想・幻想・妄想ニ陥ツテイル。

d. 国家ヲ私法上ノ組合的存在↓集合の一体トシテノ非国家観↓主観的觀念論↓空想ヲ客観的ナ實在デアルトシ、ソノ組合的存在ヲ権利主体↓権力能力アル社団法人ニ高メテソノ誤謬ヲ擬制デハナクテ實在デアルトスル妄想ヲ表明シテイル。

e. 「科学的正當性」ドコロカ、前述ノ通り非科学的ナ誇大妄想デアアルニ過ギナイ。其ノ非科学的、非法律学的誤謬、妄想ヲ以テ科学的ナ理論デアルト詐称シテイルニ過ギナイ。

f. 集合主義的国家観ハ集群的個人主義ノ反社会的・反国家的国家観デアッテ、マルクス及ビケルゼンガソレヲ表明シテイタコトハ既ニ論証シテ置イタガ、G・イエリネクモ亦彼等ニ敗ケズ劣ラズ根本的ニハ一致スル謬説ヲ「科学」ノ名ニ於テ主張シ

テイタワケデアル。

このように述べて、彼は、国家の法学的概念規定として曰く、

「したがって法的概念としては、国家は始源的な支配力を備えた定住せる国民の社団、ないし最近用いられるようになった術語を用いば始源的な支配力を備えた領土社団である。」（前掲書、一四五頁）

この法的概念規定の基礎に彼の「**国家の三要素説**」が在ったことは云う迄もない。それは彼の社会的概念即ち「国家」とは始源的支配力を付与された定住せる人間の団体的統一体である」に於ても表明されていたが、此の法的概念規定に於ても表明されている。そこであらかじめその三要素説に就て述べて置くのも無駄ではあるまい。

彼は云う、「法学的擬制を避け、あらゆる法律学に先行して存在する国家の自然的存在を認識するためには、国家の客観的本質を、国家を構成する一見実在的な国家の諸要素のうちを求めることが先ず考えられる。これらの諸要素とは、領土、国民および統治者である。」（前掲書、第二編 一般国家社会学、第六章 国家の本質、第二節 個々の国家理論 A・3、一一四頁）この三要素説は、第三編 一般国法学 第十三章 国家の諸要素の法的地位（位置付け）、1. 領土 2. 国民 3. 国家権力 という構成になって現われており、国家権力の特性として、主権概念が擧げられ、1. その歴史 2. その本質 それから不可分性に就て説明されている。（前掲書、三三三頁〜四〇九頁）

確かに国家という公けの共同体に地域的要素、人的要素、権力的要素が在ることは客観的事実である。そういうことは、支那の「**國**」という漢字の畧語である**国**、**國**、**田**という文字にも表明されているのであつて、これらの畧語もこの三要素を示している。ところで問題になるのは、国家はこの三要素の無機的なメカニズム、Mechanismus（機構・機械）

ではなくて、有機的なオルガニスム、Organismus (組織体、有機体) であるということである。勿論、国家は有機体と云つても、その構成分子である人間とは異なり、生体、即ち生命を有する自然的有機体ではない。然し、部分と全体との関係において種々の点において共通性、類同性を有することは否定できないから、その擬人化的認識又は表現としてこれまで自然に條件付けられた社会的有機体であるとして、説明されて来たわけである。この点をこれまで誰よりも明快に理路整然と論証している学説が、カール・ロートベルツスのレーベン (生命) *Leben* を最高の哲学的原理とする新世界観 (*neue Weltanschauung*) であり、レーベンを最高の哲学原理とする社会哲学である。生命の神秘は今以てスフィンクスの謎であるし、又国家には『深い秘密』が潜んでいるけれども、国家が、客観的に實在する歴史的社会生活形成でありそれが人間の地縁的・血縁的・文化的又は精神的 (言語・風俗・習慣・法・道德・宗教等) ・運命的結合のきずなによつて同類意識を持つ共同社会的要素即ち民族を根基とする法組織化された政治的統一体であると云う社会的・政治的・倫理的な歴史的事実は、何人と雖も否定できない。然し G・イエリネクの国家三要素説は、そのような考え方は全く異なり、国家を領土と国民と統治者、又は領土と国民と国家権力との三要素から成る其のコングロメラート (寄せ集め) になつておるように思われる。これは既に形成され法組織された国家に就て見た形式的な法概念 *Rechtsbegriff* としての三要素に過ぎないのであつて、その寄せ木細工が国家であるかのように思つてゐる。何とならば彼は前述の通り、国家を以て個人を實體とする集合的統一体であり、連帯利益を目的とする利益社会的存在であり、組合とも団体ともつかないこれまた寄せ木細工のように考えながら、とどのつまりは民法上の社団であり、法人格を有する社団↓社団法人であると、断定している。その国家私法人説は、『實體』↓組織体、有機体 *Organismus* と『機構』、『機械』 *Mechanismus* との明確な相違さえも認識し得ていない G・イエリネク (註、彼の有機体説批判を参照されよ。前掲書、一一六

頁(一一八頁)の見解から見て、国家を非有機的な存在即ち、その構成分子である人間↓自然↓生命共同体とは全く異なりその擬人化的認識又は表現が全く通用しない個人の連帯利益を目的とする集合物、従つて組織体でもなければ、同体でもないイデオロギー的な無機・機械的存在であるとする考え方と見てよいだろう。若しそうだとすれば彼の国家三要素説も亦、国家権力(統治者)、国民、領土の法概念の單なる集合物、機械的な寄せ集めということになり、あたかも岩山の砂漠の散砂の堆積である砂丘のようなものと、国家を見ているのではないかという批判を免かれない。

そういう国家観が、彼の前述の法学的国家概念又は法的国家概念に、明らかに表明されている。

国家は始源的支配力を備えた定住せる国民の社団”或は”始源的な支配力を備えた領土社団”という未だ曾つて聞いたことがない奇妙な彼の概念規定が、彼の国家三要素説に基づく法的概念規定であることは云う迄もない。この概念規定に就て見ると、

先ず第一に、法的概念規定の中に、国家の最も重要な法的要素であるべき国家権力(支配権 Regierungsgewalt → 主権又は統治権)に就て、彼の社会的国家概念において用いられていた”始源的支配力”という用語が混入されている。社会的概念としての国家権力 Staatsgewalt は、”政治権力”と称すべきであつて、”始源的支配力”という彼の言葉は、国家権力に就てこれを始源的権力 original power と派生的権力 derived power とに區別し、前者を主権 (Sovereign power)、後者を統治権 (governmental power) として區別する国法学上の概念に基づいて、それを”始源的支配力”に摺り替へたものと判断される。又、その”始源的支配力”には前述の通り、天賦の人権と同様なルソー的契約国家観が看取され得るのであつて、それが全く科学的根拠の無いイデオロギーであることは云う迄もない。

第二に、この法的概念において”国民”とか”領土”という言葉は、公法上の概念であつて私法上の概念ではない。

然し、そこで「社団」と云うのは私法上の（民法の規定する）概念であるから、この概念規定が公法と私法との混同主義に陥っていることは云う迄もない。彼は法と権利を混同して権利主体説を唱え、法に就ても公法と私法とを混同する甚だしい幼稚な誤謬を犯している。国家が公の共の同体であることは疑問の余地のない常識的なことからあり彼もそれぐらいのことは十分に承知し得ていた筈であるが、国家の法的概念規定においては、公法と私法との合成物を呈示する誤謬を犯し混乱に陥っている。そして科学的であり理論的であると自画自讃しているのであって、精神分裂症状を呈している。始源的支配力↓主権を有する「領土、社団」という用語の如きは、ナンセンスであつて、公法と私法との混同主義の明らかな表明に外ならない。

第三として、G・イエリネクのこの法的又は法学的概念規定においては、法概念としての国家を「社団」であると規定している。然し社団と社団法人とは違うことぐらいは十分に承知して然るべきことである。例えば、婦人会や青年団などは権利能力なき社団であつて法人格を有しない。従つて社団法人とは異なる。前述の通り彼は別の箇所においては国家は社団法人と云つておるが、この国家の法的概念規定においては単に「社団」であるとしている。そのことは何を意味しているかと云えば、法律上の用語の使い方が出鱈目である、ということであり、表現の粗雑さ、用語の不統一、混乱、論理的思考能力の不足を意味している。

(ハ) 国家の本質

G・イエリネクは國家の概念に就てこれを前述の通り、社会的概念と法学的又は法的概念に区分して縷々説明しているが、國家の本質に就ては、社会的國家概念の規定中において、一寸触れているだけで、彼の一般國家学の大著、外部九名の和訳、七三六頁の中で僅かに三頁、詮じつめれば五行に過ぎない。すでに紹介した通り、國家の実体性を否定

する機能主義・意思主義の立場からする国家意思説（前掲書、一四二頁下段、一四一頁上段）がそれである。

(a) 国家意思説

既に紹介して置いたことであるが、改めてもつと詳しくG・イエリネクが國家の本質に就てどういうことを述べていたか紹介しよう。彼は國家概念の展開、3. 社會的國家概念の項目に於て、次の通り述べている。曰く、――

「より詳細に規定するならば、國家の本質は、多数人の意思関係である。命令する人とこの命令に服従することを承認する人が國家の基礎をなす。もちろん國家は領土をも有する。しかし事物の根本をきわめるならば、領土もまた人に附着した一要素であるという認識に到達する。」（前掲書、一四二頁下段）

「したがって國家の究極的な客觀的構成要素としては、支配者と被支配者との意思関係であることが明らかになるのである。この両者は時間的な、また一般には（まとまった領土では）空間的な連結関係に立っている。理論的に考察すれば、支配する個人および支配される個人の間における不断の交代が明らかとなる。つまりところ、個人の数と同じだけの支配関係が存在するわけである。しかしこれらの関係は、それらを孤立させ、意思と意思との関係のみを考察すれば、完全に同一であつて、したがつてそれらをより上位の概念のもとに整理することができる。」（前掲書、一四二頁）

この整序がすでに紹介した四つの結合と統一の原理であり、その歸結が社会的國家概念であつたわけである。

それでは國家の本質を成す意思関係とはどういうことか？ G・イエリネク自身は、自己の主觀的見解を主張しているだけでそれが客觀的にどういうことを意味しているか科学的に説明していない。自分がどういふ國家意思説を主張しているのか氣付いていないから、彼に代つて整序して見よう。

彼の云う意思関係と云うのは、多数人の意思関係であり、命令する人とその命令に服従することを承認する人との

意思関係である。そうするとこの意思関係は、先ず第一に契約関係、Vertrag、Agreement、Vereinbarungではなくて、契約 contract, Vertragである。周知の通り契約は當事者の反対方向の意思表示の合致を内容とする双方行為であるが、協定は當事者の同一方向の意思表示の合致をその内容とする合同行為である。従つて両者は異なるがしばしば混同されている。(例えば、モーセのシナイの協定は、旧約聖書では契約と解されている。)第二に契約と云つても公法上の契約もあるが私法上の契約もある。G・イエリネクの場合はその何れであるか？國家の支配関係、換言すれば統治関係に就ての契約と考へているのであるから、當然に公法上の契約であらねばならないが、G・イエリネクの場合はそのうではなくて私法上の契約と考へている。國家の実体性を否認して個人を以て実体とし、その個人の連帶利益を國家目的とする彼の考へ方からすれば、そこには、私法上の契約的結合を内容とする組合がクローズアップして來るであつて、その組合は組織体ではないから、「団体」Genossenschaftですらない。G・イエリネクはよく「集合的統一団」又は団体的統一団」と云う言葉を使つてゐるが、前者は団体を形成するに至つていない集合的存在であるから、組合に相當しよう。後者は組織体であり団体であるから社団と云うことになる。かくてG・イエリネクは、國家を組合と社団又は社団法人の混合物と考へている。

然し、人間の意思には利己的・向自的意思もあれば利他的・向他的意思もあるし、國家という法組織化された政治的統一団としての國家意思は、公的意思であり、共同意思であり、合同意思であつて、もとより歴史的に條件付けられ、自然の制約を受け、恣意 (Willkür) に陥ることも十分に在り得るが、窮極的には正義衡平の法理念を志向する、端的に云へば「普遍我」と云つてよいだろう。G・イエリネクの國家意思説はルソー流の主觀的觀念論に陥り、集群的個人主義の反社会的國家觀を反映した甚だしい誤りを犯している。そこに公的意思、共同意思、合同意思↓普遍我的存在は無

く、従つて国家の存在、その實體は消えてなくなっている。

(b) 事実の規範力説

G・イエリネクの『事実の規範力の教理』(Lehre von der normativen Kraft des Faktischen)は良く知られているが、(Julius H. Schoeps, Neues Lexikon des Judenthums s. 394) 國家の本質に関する彼の意思関係説と無関係ではなく問題は國家權力↓政治權力の本質にかゝるので採り上げて見たが、事実的なものの規範力と云う場合の『事実的なもの』が漠然としている。國家權力に就ては、『事実的なもの』、『暴力』が『國家の形成と解体の原因をなしていた』とか(前掲書、二七九頁下段)、『事実上の國家權力の法的權力への轉換』という過程が、『人間の頭腦の中で行われる』(前掲書、二八〇頁)と云っている程度のことである。

國家の歴史的社會形成―建國に就ては武力的征服説が通説であるが、単なる武力的征服だけではなく、血族婚姻の禁忌のような内的要因が部族の外延的拡大をもたらしそれが部族間の衝突、戦闘を生じたという事実もあるのであつて、それを單なる恣意的な不法の暴力による建國と見るのは誤まつているし、國家の解体も暴力が原因とは限らないのであつて、G・イエリネクの主觀的偏見に過ぎない。

それから、『事実上の國家權力の法的權力への轉換』という考え方は國家權力に就て先ずこれを事実上の力と解し、それが法規範化されるものと考えているのであつて、これはF・ラサルが『憲法の本質』及び『權力と法』と云う憲法講演において述べた『憲法の本質は事実的力關係にある』、『法が力に優先すべきことは明らかであるが、歴史的現実においては力が法に優先して来た』という考え方と根本的には変りはない。然しその程度のことでは、國家權力↓支配權(統治權)、即ち、この法組織化された政治權力の形成とその本質は何等究明されたことにはならない。まして權力的事実の

法規範化が「人間の頭脳の中で行われる」と云うようなあたかもマルクスの唯物論的観念論を聯想させるようなことを云うようでは、話にならない。

四 批判

国家の概念・本質如何という国家学のアポリアに就てのG・イエリネクの見解を拝見して来たが、すでに批判的註解において指摘して置いた通り、表現の稚拙、粗雑な構想、スコラ学的煩鎖さ、ソフィステンの詭弁、自己顕示欲の強さ、論理的思考能力の欠如等が目立っており、百科全書的知識をひけらかしているが、雑多な知識の寄せ集めで統一を缺ぎ、混乱、錯誤、舛理、矛盾、甚だしい誤謬さえも犯している。従つて部分的には優れた点があるが全体としてはまとまつておらず、次の通り根本的な点において批判を免れない。

其の一、国家 (Staat) と政府 (Regierung) (広義↓統治府) との区別さえも全然出来ていない。カール・ロートベ ルツスは、国家を「広義の国家」と「狭義の国家」とに区別して国家の本質を究明していたが、後者は広義の政府を意味していたし、法哲学の尾高朝雄教授 (東大) は、国家を「全体全」、政府を「部分全」と称して両者を明確に区別しておられる。然し、G・イエリネクは全然両者の区別ができないで両者を混同しながら、漠然と国家の概念・本質を論じている。

其の二、公権力と権利との区別さえもつかないで、両者の混同主義に陥っている。国家権力↓政治権力の本質に就ての、社会学・政治学的立場からの考察とその本質的把握が全然できていない。「社会」とは何か、「政治」とは何かの概念規定すらできていない。

其の三、公法と私法との区別も曖昧であつて、公法の私法化現象、その根底に在る主観的・要求的・個人主義的ヘブル法思想及びゲルマン法思想に就ては無知・盲目に等しい。又法律家、法学者であればもつと理路整然とした文章が書けなくてはならないが、その逆である。彼はギムナジウムを出ていない野学上がりであつて、基礎的教養の貧困が看取され得る。ウィーン大学において法学を学びながら法律学的思考方法 *Juristische Denkweise* が身につけていない。それでは先ず、彼の社会的国家概念を採り上げて、ヘブライズムの視点から考察して見よう。

(イ) 社会的国家概念の崩壊

— 混乱、脊理、矛盾、詭弁、誤謬

G・イエリネクは、『狭隘な法実証主義』に反対して、『法学を哲学的・比較法学的・社会学的な基礎の上に総合的に樹立しようとした』とか、『従来顧みられなかつた国家の社会学を公法学と結合しようとした』とか、『個人と国家との関係に注意を向け、特に国家の自律の概念を發展させた』とか云われているが(岩波、西洋人名辞典、一一八頁)、確かに彼がラーバント (Paul Laband 1838~1918) ケーニスベルク大学教授) 流の法実証主義に反対して、もつと広い視野から国家を把握しようと考えていたことは事実である。然し、彼はそれに見事に失敗しているのであつて、哲学に於ては時代遅れのカント哲学及び新カント派の哲学的観念論の糟粕をなめて主観的観念論に陥り、全く社会学に缺けロートベルツの『生命の哲学』を知らないし、社会学に於ても、コムト、スペンサー、ロレンツ・フォン・シュタイン、とりわけテニエスの貢献、『共同社会と利益社会』 (*Gemeinschaft und Gesellschaft*, 1887) の名著を研究した形跡は認められない。テニエスのホップスの研究を採り上げたり、ルソーの全く科学的根柢の無い反社会的空理空論を異常に高く評価しているありさまである。政治学に至つては之を政策学と見る甚だしい誤まりさえ犯しており、経済学に就

は無知に等しく、歴史的研究の重要性を指摘しながら、さればと云つて社会経済史や政治史の専門的知識を用意しているわけではないし、国家史、国家学史の粗畧なコメントをしている程度のことである。又、個人と国家との関係に注意を拂つた」と評價されているが、個人主義、自我本位の主観的観念論に陥り、百科全書的知識をひけらかしているが、詭弁学徒の亜流であつて、著るしく銜学的であり、タルムード・ユデーイン (Talmud Jidin) のスコラ学的煩鎖国家学を明らかに表明している。自己顕示欲が強く著名な学者の学説を批判することによつてヘブルの欠陥商品↓知的生産物を売り出した学問の仲買人と云つてよい。ユダヤ教は「批判と闘争の宗教」と云われて来たが、それがマルクスのヘーゲル批判及びブルードン批判にも見受けられるし、ケルゼンにも見受けられたし、そしてG・イエリネクにも見受けられる。そういうメンタリテイの根底には、奴隷出自の遊牧民、そしてユダ王国の滅亡・バビロンの捕囚以来の亡国流転のユダヤ人の嫉妬の宗教が看取され得る。

それでは先ず彼の社会的国家概念を採り上げ、それが理論的に崩壊しているという事実を論証する。

其の一・社会学、社会哲学の欠如

社会的国家概念と云うからには、そこで「社会的」ということはどういうことかを充分承知の上で概念規定をしていると誰しも思うだろう。国家が社会現象であることは云う迄もない。そうすると社会 (Societas) とは何かその概念・本質を把握した上で、国家 (Staatsfamilie) と称されるその類概念の意味内容を把握し、その概念規定 (Begriffbestimmung) をしなければならぬ。そうだとすれば、當然に、G・イエリネクも亦社会の概念規定をしていなければならぬが、それをしていない。

G・イエリネクも亦、「社会的なるもの」が人間の共同生活の営みであるということとは勿論承知していた。プラトーンや

アリストテレス、キケロ、それから社会学の始祖フランスのコムト及び彼に続くイギリスのスペンサーを初めとして、その他の「共同体」説を承知しており、それを「最広義の社会概念」と称していたが、その究明を「スフィンクスの謎」と称して放棄していたことは、前述した通りである。そして自然法的国家契約説の全く科学的根拠のない、とりわけソールの社会契約論の俗説などを最も高く評價し、学説と俗説との区別さえもつけることができないで、眼は節穴ぶりを暴露している。ウィーン大学のロレンツ・フォン・シュタインは国家学の教授であったが、彼の初期のフランス社会主義の研究を採り上げているにとどまり、彼の国家学及び国家社会主義的な社会政策に就ては全く触れていない。彼には『国家学体系』二卷 (System der Staatswissenschaft, Vol. 2, 1852~56) の大著があるが、紹介されてきえもない。シュタインは一八五五年以来ウィーン大学教授であったし、ウィーン大学で三年法学を学んだと云われるG・イエリネクの在学中シュタインは未だ在職中であつた筈である。然るにライプツヒ大学で一年学びそこで哲学史のヴィンデルバンド教授を知り、その影響を受け、シヨペンハウエルの宗教学に関する處女論文を書いたりしている。周知の通り、ロレンツ・フォン・シュタインは、伊藤博文が師事した教授であつて、人物及び思想的立場から見てタルムード・ユダヤ人の出自であるG・イエリネクは思想的、性質的について行けるような人物ではなかつただろう。ドイツ国家社会主義の理論的代表者としては、フィヒテの哲学的国家社会主義、ロートベルツスの剰余価値の理論を持つ社会主義的国家経済学 (Political Economy を曖昧であるとして、Staatswirtschaftswissenschaft に改称) に定礎された科学的国家社会主義、それからヘーゲリアンのラサールの倫理的・経済的国家社会主義、それからニイチエの民族社会主義があるが、この中でドイツ国家社会主義の正統派と云つてよいのは、ロートベルツスの哲学的、科学的国家社会主義であつて、ロレンツ・フォン・シュタインは、このロートベルツスの思想系統に属しよう。

それからG・イエリネクと概ね同時代の人物で約四十年下のフェルジナンド・テニエス (Ferdinand Tönnies 1855-1936) (ドイツ社会学会会長キール大学教授) の一八八七年の名著『共同社会と利益社会』(Gemeinschaft und Gesellschaft) は、社会学においてのみならず、政治学及び国家学にとって非常に重要な学術文献であるのに、G・イエリネクはその紹介さえもせずに、テニエスの一八九六年の著書『トーマス・ホップス』の書名のみ脚註において小さく引用文献として挙げている程度である。思うに、国家には共同社会社会的要素と利益社会的要素とがあるのであって、前者は国家的統一、国民統合の求心的結合剤として作用し、後者はその遠心的分散力として作用するのであって、今中次磨教授の『政治学における方法二元論』、民族と階級の二元論的立場から政治とは何か、政治権力の本質を把握しようという優れた考え方には、テニエスの社会学の理論的影響が看取され得る。(今中次磨著、政治学原理要綱、大明堂発行、昭和三五年初版、昭和四五年第十一版) 然し、G・イエリネクの社会的国家概念に於ては、テニエスの社会学的貢献は全く無視されている。彼は国家の利益社会的要素のみを片面的に取り上げて、共同社会的要素を全く無視している。従って、民族という社会集団、即ち地縁的、血縁的そして言語・風俗・習慣又は習俗、道徳、宗教と云った云わば文化的・精神的鞆帯、そして戦争や平和、運命を共にして来たという同類意識に基づくきずなによって結合している社会集団↓民族という極めて重要な共同社会的要素を、何か分けの分らぬ神秘的な存在、あたかも幻想のように思っているのであって、一民族一国家―純粹共同体↓純粹国家 (ルドルフ・シュタムラーの純粹共同体、作用荘一の純粹国家) であれ、多民族国家 (人種、民族のコングロメラート、従って雑種の変則国家) であれ、民族という社会集団を根基とする組織体↓社会団体の実体が分らずに、個人を実体とする集合物↓組合 (Korporation) 的存在と考えたり、個人の連帯利益を目的とする組織体↓私的団体即ち社團 (Verein) としての団体的統一体又は社團法人↓私法人とする愚かな国家法人説の

妄想に陥っているわけである。

日本の社会学の最高権威と見受けられる高田保馬教授（京大、社会学、経済学）は、「社会とは望まれたる共存」、「国家とは防衛の組織」と云う一言で、社会的なるものの本質、そして国家が内敵及び外敵の攻撃から民族という社会集団の存立を守り、その発展を志向する防衛の組織であるという国家の本質にかかわる実体を明らかにしておられる。然し、G・イエリネクは百万言を費やして国家の説明をしながら、国家をあたかも岩山の砂漠の散砂の推積である砂丘のような無機物的存在↓国家よ消えてなくなれという無国家主義の表明になっている。

国家のような古くして新しく複雑な内容を持つ多目的な歴史的社會形成に就ては、まさしくギリシア的な「多様の統一」を必要とするのであつて、ヘブル的な「一様性の統一」では刃が立たない。偏狭な主観主義、自我主義、個人主義の木を見て森を見ない微視的、独断的そして混乱に陥つて精神分裂症状を露呈した非科学的国家学で、「国家の深き秘密」が解ける筈はない。

G・イエリネクは機能主義、意思主義の主観的個人主義的契約国家観の立場からする国家有機体説批判において、プラトーの哲学的国家論を自然的国家有機説に入れてブルンチュリと共に「粗雑」云々の批判をしていたが、前述の批判的註解において反批判をした通り、粗雑、乱雑な反国家論を主張していたのは、まさしくユダヤ人G・イエリネクの方であつた。プラトーの「國制」Politeia ↓ Republique や対話篇 Dialogue などを讀んだかどうか、又、ギリシア語やラテン語を教えるギムナジウムさへ出ていない彼が果してギリシア語の古典が讀めたかどうかに就ても疑問が残る。アリストテレスの國制論における有名な命題、家族と国家を比較しての「生成においては後なるもの本然的には先だつもの」という命題を引用したりしているが、逍遥学徒 Peripatiker のアリストテレスの如きは、自然学と対自然学即ち、

形而下学と形而上学の双方に通じた稀に見る碩学であつて、G・イエリネクのヘブライズム及びゲルマン法思想に基づく反社会的個人主義国家観とは全く反対の国家観を表明していたのである。哲学ではなくて哲学史のヴィンデルバンドの体系的ではない哲学概論を通じてカント哲学、及び新カント派の哲学を聞き齧つた程度でアリストテレスの形相チキスと質料、全体と部分に就ての根本的な命題が理解できる筈がない。エイドス（形相）は單なる形式ではなくて家屋の設計図のようなものであり、質料はその材料（Matter）であるから、エイドスはイデーという意味を持つているが、そういう創造的思惟の作用はG・イエリネクには分らない。

其の二：政治学と政策学との混同

更に、国家学の歴史に一瞥を投じただけで分る通り、国家学は国法学ではなくして哲学、そして政治学として通用して来たのであつて、国法学は十九世紀的自由法治国家の歴史的段階において登場して来たに過ぎない。それも憲法学及び行政法学と重複するし、刑法、民商法も国法（Staatsrecht）のカテゴリーに属するから、国法学の固有の分野の劃定は難しいだろう。さればと云つて、ケルゼンの一般国家学のように、方法の純粹を主張して国家法秩序の一面を把握するだけでは、すでに批判を加えた通り、形式的な国法学的一神教に終つてしまう。

従つて科学としての国家学の中核は政治学に見出されるのであつて、政治現象は社会現象の一種であり、政治概念が上位概念の社会概念の範疇に属することは云う迄もない。そうだとすれば、政治的なるものとは何か、その社会現象における特徴付けが當然に問題とならざるを得ない。G・イエリネクも、国家が集群的統一チキス、又は団体的統一チキスであるとし、それが政治的団体であり、支配権を有する団体と云う点においてその他の社会団体とは異なることを承知しているが、その「政治的なるもの」とは何かの研究を行っている形跡が全く認められない。それでは支配権↓政治権力↓国

家権力の本質はこれを究明し得ないではないかということになる。

すでに彼の国家学に就ての学論において述べた通り彼は政治学と政策学との区別すらできていないのであって、政治学を政策学と勘違いしている。ドイツ語のポリティック Politik には①政治学と②政策学と云う意味があるが、彼は政治学を政策学とする甚だしい誤まりさえ犯している。ソフィストの祖、プロタゴラスの学説には孔子の論語に表明された倫理的な政治政策学に相当する意味内容があったように推察され得るが、G・イエリネクは経国済民の政治政策学を全く知らない。『論語読みの論語知らず』という箴言があるが、『国家学読みの国家学知らず』という批判を免れない。民族概念の欠落は、彼の政治学的無知の証明である。前述の今中教授の政治学においては、階級と共に民族は政治概念の基礎と云うべき重要概念であり、岩崎卯一教授（関西学院大学々長）の著書、『現代国家学説』（非売品）昭和三十四年）においては、民族を以って国家の根基であるとしている。又G・イエリネクは、『サヴィニイ（F. Karl von Savigny 1779～1801）ベルリン大学教授、ローマ法の権威』を始祖とする歴史学派の学説には全く耳を閉じている。この点は、階級本位、集群的個人主義のマルクス及びマルクスかぶれのポーランドユダヤ人イサク・ドイッチャー（評論家、民族国家崩壊の予言をしている。）と同様であり、G・イエリネクも亦彼等と同じくユダヤ教徒の宗教的民族主義の正統派の立場から見れば、『アムハアレツ』Ansharez（外国かぶれの愚か者、反ユダヤ的ユダヤ人）に属し、又ディアスポラ Diaspora（精神的・文化的捕囚のユダヤ人）に属するということになる。然しヘブライズムの視角から見れば、民族の血は争えず、G・イエリネクも亦、マルクス、及びケルゼンに劣らず往昔の遊牧民、幕舎の民、亡国流転のユダヤ人の民族精神に基づいて主観主義、自我本位、集群的個人主義の反社会、反民族主義、反国家主義の批判と闘争の国家論を科学の外衣を纏って展開していたわけである。

其の三、歴史哲学・歴史学の貧困

G・イエリネクの社会的国家概念には社会的、政治的の外、歴史的という意味が含まれていたことは既に述べて置いた通りである。彼が国家学の方法論として歴史的研究方法と法学的研究方法について述べ、國家の歴史の素描を試み、国家学説の歴史に就ても粗雑なコメントをしていたことは前述の通りである。（前掲書、第十章）然し彼には國家の歴史的研究に就ての専門的な著書・論文は無い。彼は全然歴史家ではないから、國家に就ての政治史、經濟史、社会史、法制史、文化史、まして歴史と考古学との照合などはしていない。國家の歴史的研究の重要性を主張し、歴史的考証をしたかのようなジェスチュアを表明しているだけのことである。例えばローマ帝國が、社会經濟的には家内生産共同体に基づく國家（オイケン・シュタート Oikenstaat）であつたことは全く知らないで、知つたかぶりにローマ帝國の粗畧な歴史的説明をしているし、ローマ法がヘブル法やゲルマン法とは全く異なり、客観的・命令的性格の公法優位の法思想であつたことなどは全然認識し得ていない。

又、ヘーゲルの歴史哲学のように、國家の歴史を自由↓社会的自由の發展行程と見、そこにヘラクレイトス流の弁証法的社会法則が作用していることを指摘したり、ヘーゲリアンのF・ラサールのように歴史的精神の王国に立ち入つて、歴史的・特殊の範疇に属する國家に内在する普遍的論理的範疇に属する國家の概念・本質の把握に努め、國家を倫理的全体 *sittliche Ganzen* であるとし、この國家の「普遍我」への献身を説いた歴史哲学的國家観もない。武人の概あるF・ラサールとは、同じドイツユダヤ人でありながら、G・イエリネクは全く異なる。十九世紀的自由法治国國家、彼の云う今日の「西洋諸國」に限定した時流便乗の國家論を表明していたに過ぎず、自由法治国から社会的法治国國家へ、立法國家 (*Gesetzgebungsstaat*) から行政國家 (*Verwaltungsstaats*) への構造變動に就てさえもこれをよく認識し得て

いない時代遅れの歴史的幻想に耽つていたに過ぎない。

国家という歴史的社會形成が、個々人の力の算術的總計では到底爲し得ない偉大な人類文明のヴェスタ・フォイヤール (Vestafuer) (ヴェスタ (Vesta) はギリシア神話における竈の女神)、聖女のかゝる松明的役割を果し、人類の知的・物的文化のシュリット・マッハー Schrittmacher ↓ 先導者的役割を果して来た歴史的事実はこれを認めざるを得ないだろう。G・イエリネクが考えているような個人を實體とし個々人の連帯利益を目的とするゲゼールシャフト (利益社會) 的結合の國家は、歴史的に條件づけられた現実の國家の實態 Realität とはかかわりの無いイデオロギー (Ideologie) (觀念形態) であつたに過ぎない。

其の四：経済学の欠缺

最後にG・イエリネクの社会的國家概念には、すでに学論において指摘して置いた通り、経済学的基礎付けが全く缺けている。マルクスが「経済学批判」という尻きれとんぼの論文において述べた重要な社會構造及びその變動↓社會革命の論理的・歴史的必然性の理論における上部構造と下部構造 (Überbau und Unterbau) の用語を使えば、G・イエリネクの一般國家社會学における社会的國家概念においては、全く國家の下部構造↓経済学的基礎付けが缺けている。人間にたとえて云えば、下半身が暗闇に包まれて見えないのと同じ状態になつていたのであつて、これでは歴史的及び自然的に條件付けられた國家の物質的力↓労働共同体↓労働國家という重要な側面が全く把握されていない、ということになる。彼は個人を以て國家の實體であるとして、國家を實體としその擬人化的表現に外ならない國家有機體説を口を極めて批判し、粗雑な考え方だと罵倒していたが、彼は人間の自然↓物質的力↓労働の結合と共同作用↓労働共同体↓労働國家という重要な半面を全く看過し無視し、それだけ客觀的に実在する現実の國家の科学的認識から游離した

主観的、自我主義・個人主義の観念論に陥り、彼が国家学の課題とした「今日の西洋諸国」↓中世のクリスト教・ゲルマン国家の後身である商工ブルジョアジーを優勝的社会勢力とする十九世紀的自由法治国家の、二十世紀的社会的法治国家への国家の動態↓構造変動を全く見落としていたということになり、それだけ時代遅れの歴史的幻想に陥っていたわけである。

すでに一八四八年には、初めての社会主義革命と云われるフランスの二月革命が起り、全ヨーロッパに波及して市民的自由主義を中欧から東欧へ波及させる逆効果を生じたが、そこには一九一七年のロシア革命及び一九一九年のドイツ革命へ発展する萌芽が宿されていた。そして所謂「社会問題」即ち労働階級を中心とする貧困——リカード及びマルサスが把握したような治療不能の自然的・絶対的貧困ではなくて、ロートベルツスが把握した通り相対的貧困即ち資本主義的自由放任の経済の欠陥に基づく治療可能の社会的・相対的貧困に基づくパウペリスムス(Pauperismus)(大量貧困)——と、周期的にその度を増して襲来し、資本と労働の双方に甚大な打撃を与えた経済恐慌が、十九世紀の最大の深刻な問題となり、この問題を解決し得るべき診断書と処方箋——治療法が、一九五〇年代の初めには、すでに、カール・ロートベルツスの画期的な大論文、フォン・キルヒマン宛第三書簡、即ち「リカードの地代理論と私の新賃料理論」という長文の論文 (Soziale Briefe an von Kirchmann von Robertus. Drittes Briefe, Berlin, Allgemeine Deutsche Verlags Anstalt, 1851.) 続いて第四社会書翰の資本論が発表され、そこで剰余価値 Mehrwert の理論を持つ所謂科学的社会主義の国家経済学 Staatswirtschaft-Wissenschaft が経済学史上初めて定礎されていたのに、又、この問題を解決し得るべき社会国家 (sozialen Staat, Sozialstaat) の理念と政策が提示されていたのに、そして、ロートベルツスの周辺には、アドルフ・ヴァグナー (ベルリン大学教授)、セオフィル・コツァク (哲学博士) を初めとして錚々たる学者た

ち(オイゲン・デューリング、ディルタイ、ディーツェル、G・アドラー等々)が居たのに、正論は世に容れられず、マルクス及びその提燈持ちのライアー、エンゲルスの誤まった危険な Kommunismus(—Kommunismusの原意はクオイオニア(Quoniam) ↓共同主義であるのに、共産主義へ歪曲された)の方向へ濤々として流れて行き、国家の歴史をして無用の廻り道をさせた。ロートベルツスの社会国家の理念と政策が実現されたのは二つの世界大戦を経て後の一九四五年以降になつてからのことで、英国とスエーデン、及び日本の福祉国家、フランス及びドイツの社会国家、イタリーの労働国家として結実するに至っている。経済学に就ての門外漢のG・イエリネクが、この現代国家の下部構造の変動に気附かなかつたことは云う迄もない。それにしても国家学を専攻しながら、彼が課題としていた「今日の西洋諸国」が革命的な構造変動を続けていた社会経済的事実に就て盲目であつたのは、迂闊と云わねばならない。時代遅れの歴史的幻想に陥り、實在国家の構造変動から遊離した主観的観念論の遊戯をしていたということになる。

(四) 法学的国家概念の崩壊

— 法律学的思考方法の欠如、法理念の欠如と法概念の混乱 ↓ 法と権利との混同、公権力と私権との混同、組合と社団との混同、社団と社団法人との混同 ↓ 国家法人説の崩壊

社会的國家概念が理論的に成り立たないとすれば、法的又は法学的概念が成り立ち得べき道理はない。何とならば「法的なるもの」 ↓ 法現象は、「社会的なるもの」 ↓ 社会現象の一側面であるからであり、社会概念は法概念の下位概念にならないから、上位概念が科学的に成り立たないとすれば、それに従属する下位概念が成り立つ筈はないからである。社会的国家概念と共に法的国家概念も理論的に崩壊していることは喋々する迄もなく、論ずることを要せずということになる。初めから既に結論は出ているが、念の爲G・イエリネクの法的国家概念、法学的国家概念を考察して見よう。

ゲオルグ・イエリネクの「一般国家学」と「ヘブライズム」(二)
(ユダヤ思想の研究 No.17) (森)

彼は云う、「国家とは始源的支配力を備えた定住せる国民の社団」ないし「始源的支配力を備えた領土社団である」と。そこで「始源的支配力」という言葉が法律上の用語ではなく法の本質を把握する思考形式としての法概念 *Rechtsbegriff* に該当しないことは云う迄もないから、それを除外すれば、残るのは「定住せる国民の社団」と云う言葉だけである。そこで國民と云うのは勿論、国家を構成する個々の國民、国籍を有する人↓自然人、個人を意味する法概念である。従つて前国家的存在である人（自然人・個人）↓人民、でもなければ、實在しないイデオロギーとしての人民、でもないし、その實在する前国家的人民の結合体である部族でもなければ民族、という社会集団でもない。定住せる國民であるから一定の地域に定住していない國民は除外される。例えば、遊牧民や浮浪人は国籍を有する國民であつても「定住せる國民」には該当しないから除外される。又、「定住せる」という言葉は、生活の本據を意味しているから、むしろ民法↓私法上の概念である。そうすると公法上の概念である領土、領域、区域を意味しない。領土は統治権 *Regierungsgewalt* の及ぶ地域的範圍を意味するが、個々の國民の定住している場所、地域的範圍は生活の本據を意味しているに過ぎない。そうだとすれば、「定住せる國民」という *G・イエリネク* の用語は、「國民」という公法上の概念と「定住せる」という人の生活の本據を意味する私法（民法）上の概念との結合、即ち公私混淆の混乱した概念にならないか。又、社団という言葉は、人の継続的組織体である団体を意味するから人の一時的な結合に過ぎない集会とは勿論異なるし、又組織された全一的共同体を形成しているから、組織体ではない契約的結合である組合とは異なる。もつとも名称は組合であつても實体は団体である場合がある。（例えば、農業組合、漁業組合、労働組合、学校組合の如し）団体には一定の地域を存立の不可欠な自然的基礎とする地域団体もあればそうでない団体もある。前者は地団であつて、社団はこれに該当しない。団体に就ては、ギールケは *Genossenschaft* という言葉を使つてゐるが、*Verband* とか *Verein* という用語も、団

体と云う意味を持つている。何れにせよ「団体」という概念は、社会的概念であり社会事実を意味する概念であるから「法概念」ではない。然し「社団」という概念は法的概念であり規範的事実を意味する概念である。そしてその法概念は、私法的概念であつて公法的概念ではない。社団が私法的概念として何を意味するかと云えば、それは次のように定義づけられている。社団とは法律により法人格の付与を受けるに足るべき多数人の結合体であり、社団法人の地盤を爲す人の団体である」と。(末弘厳太郎・田中耕太郎責任監修、法律学辞典第二巻、一二二四頁、岩波書店、昭和十年)

G・イエリネクの法的概念規定においては、国家は民法の社団に該当し権能能力のない社団であるから、婦人会のような存在と同様な私的団体と同様なものとなつている。この概念規定が国家を権利主体であるとする彼の法的把握と矛盾することは云う迄もない。この権利主体説によれば、国家は権利能力なき社団ではなくて社団法人であるということになるから、それを社団であるとする概念規定と矛盾する。社団法人であるとする見解に従えば国家法人説になるが、それは私法人と考えられ公法人と考えられていないから国家私法人説ということになる。

社団法人には公益法人と營利法人とがあるが、G・イエリネクのその点に関する見解はどうであるか？彼の見解によれば国家は目的々結合体であり団体的統一体であるが、その究極の目的は国家という団体↓社団又は社団法人の実体を成す個人―個々の国民の連帶利益、ということに在るから、個人の契約的結合である組合(Verein)↓公共組合ではなく私的組合―の連帶利益と同様な考え方をしていることになるだろう。そうだとすれば、社団法人と考えられた彼の国家は、公益法人的性格のものではなくて寧ろ營利法人ということになるだろう。ヴェニス商人、シャイロックであれば、そのように考えたとしておかしくなからうが、ハイデルベルク大学教授のG・イエリネクにしては、気ががよいじみた学説ということになるだろう。

又、イエリネクは、法的国家概念として、「國家とは始源的支配力を有する領土社団である」と規定している。始源的支配力は前述の通り社会的概念であつて法的概念ではない。「領土社団」という珍妙な言葉は、未だ曾つて聞いたことがない。そこで「領土」というのは國家が「地団」であることを意味する公法上の概念であるが、「社団」と云うのは、前述の通り私法的概念であるから、領土社団は、公法と私法の混合物、鵠的觀念になつてゐる。

G・イエリネクの有名な國家法人説の内容は以上の通りである。そこで彼が國家を公法人ではなくて私法人と考へていたことは疑問の余地はない。公法人説であれば未だ營造物法人や地方公共団体のような地団であるところの公法人（何れも行政法人）も在るから、國家に就ても地団であるところの公法人と考へておかしくないかのように誤解される可能性があるが、國家私法人説では全く説得力が無い。

それでは法人↓法的人格 (Rechtsperson) とは何か？勿論、先ずそれは法律上の人と云う意味であつて、事実上の人と云う意味ではない。例えば、奴隸は事実上の人であるが法律上の人ではない。又、会社は事実上の人ではないが法律上の人である。法律上の人と云うのは、法的人格者と云う意味であつて自然人格者を意味しない。法律上の人というのは権利能力を有する者即ち權利・義務の主体となり得る能力を有する者という意味である。そこで權利（主觀的意味におけるレヒト Recht）という概念は、権限 (Kompetenz) 及び權力 (Gewalt) の概念とは異なり、法の保護する利益を意味する。その利益は私益と公益の何れでもあり私權と公權に岐れる。權利と権限とは何れも法律上の力（法力）であるから事実上の力と異なる。権限とは団体の機関に付与された法力であり、權原とは機関権限の根拠を成す權利を意味する。權力は事実上の力でもあれば法律上の力でもあり、權利や権限と異なり、單なる法律上の力ではない。

法律上の人、法的人格者は自然人と法人に岐れる。後者は自然人の組織体↓団体に法人格が付与されたものを云う。

その法人が実在するかそれとも法的擬制にとどまるかに就ては、實在説と擬制説があるが、G・イエリネクは、前述の通り法人實在説を主張している。然しそれは誤りであつて法人擬制説が正しい。団体に法人格を附与し権能能力者にするかどうかは、時代精神によつて異なるし、立法技術の問題であつて、これは幾千年の国家史において、十九世紀的自由法治国家の段階に至つて一般的に普及するに至つたわけである。例えばローマ法においては、経済的には家内生産共同体に基づく国家 (Oikenstaat) であつたが、その家内生産共同体は法人格を有しなかつたし、中世のゲルマン法においては、フリー・メイソン (Freemason) (石屋組合、ユダヤ人の秘密結社) は、法人格を有しないギルド (Gilde) であつた。産業革命以来、商工ブルジョアジーが優勝的社会勢力となり、市民的自由主義に基づく自由法治国家が形成され、法の支配——市民法の支配が一般化したのであつて、私法の公法化現象が生じた。従来法人格のなかつた私企業又は私団体が、個人に勝るとも劣らない重要な社会的・経済的或は文化的活動を営むようになったので、それに法人格を付与する立法が行われた。その法人はもとより私法人である。然し後述する通り、國家を私法人、公法人とする立法は存在しない。オット・マイヤーが云つている通り「國家は法人ではあり得ない」からであるし、「國家を法人として規定する超国家的法規を欠いている」からである。

國家 Staatsfamilie と云うカール・ロートベルツスが云つた類概念には、広狹二義があるのであつて、広義においては一定範圍の地域に據在する民族を根基とする優勝的社会勢力によつて法組織化された公けの政治的共同体を意味し、狹義においては政府 Reichsregierung を意味する。(狹義の政府は執行府↓内閣を意味する) 尾高朝雄 (東大教授) によれば、広義の國家はこれを「全体全」、狹義の國家はこれを「部分全」と云う。その広義の固有の意味の國家に就ては、これを法人であるとする実定法上の根拠は存在しない。僅かに國の營造物 (公企業) に就きこれを行政法人とす

る例及び地方行政区画を地方公共団体に改組して公法人（行政法人）とする事例が見受けられるにとどまる。又、国家の支配権及び地域並びに人民に就て、例外的に私法を準用して、権利関係とする立法が見受けられる。国家（狭義—統治府）はここでは所謂、「財産権の主体」又は「国庫（Eskus）」として現われる。—思うに私的所有権その他の物権及び財産権が、国家の支配権の下に置かれていることは国の敗戦又は滅亡の場合を考えれば分る通り、国民の生命・財産さえも奪われることが在るだろう。古代国家においては、敗戦国の国民は殺されるか奴隷として使役された。そういう事例を考えれば分る通り、すべて国民の私有の財産権は国家の支配権の下に服し、それに保護されて存在し得ているわけである。国民の私的所有に適しない空域及び海域、或は湖沼、内水に就ては、直接公権力の支配下に置き、例外的に私権の設定を許容するにとどまるし（例えば漁業権の如し）、国民の私的所有に適する陸域に就ては所有権、占有権等の物権、担保物権等の私権を認め、政府も亦国務を處理するに必要な限りにおいて必要な物権、債権等の財産権を保有し、法律上の争訟においては當事者能力が認められている。財産権の主体、国庫（Eskus）としての国家と云うのは、そのような意味内容のものである。従つて、国家↓狭義の国家↓政府が権利主体↓法的人格者として認められるのはその限りにおいてのことであつて、ヘブル法思想及びゲルマン法思想に基づく公法の私法化現象の現代市民法におけるあらわれに外ならない。

G・イエリネクの、国家法人説——私法人説は、自由法治国家におけるそのような政府の支配権の作用の限られた一面を捉えてそれを全部とする甚だしい主観的觀念論を展開していたわけである。その思想的立場には、ヘブル法思想と共にゲルマン法思想がある。ヘブル法の形式的法源は、モーセのトーラ（Torah）の律法 Halaka, Halakot（複）及びタルムード（Talmud）の律法であるが、そこには、主観的・要求的・私法優位の法思想、並びにヘブル人の個人主義的権利

感情の強さが表明されているのであって、その根底には奴隷の遊牧民の嫉妬の哲学とでも云うべきものがヒューマニズムの衣裳を着けて現われているのを見る。ゲルマン法に就ては、すでに紹介して置いた通り、ロートベルツスがローマ法と比較してゲルマン法は、主観的・要求的性格が強く、そしてゲルマン人は個人主義的権利感情が東洋人と比べて強いことが指摘されている。そして市民的自由主義の法治国家——G・イエリネクが主として研究対象とした今日の西洋諸国即ち中世クリスト教、ゲルマン国家群の後身であるブルジョア・デモクラシーの国家に於ては、このヘブル法及びゲルマン法思想の強い影響が認められ得るのであって、それが顕著な私法の公法化現象として現われているわけである。ジャーマン・ジューのG・イエリネクの国家法人説の背景には、このような法思想の流れがあることを看過してはならない。

(五) ヘブライズムとの関係

—支配的影響

国家の概念・本質に関するG・イエリネクの学説、見解を紹介し批判的註解をした上で、いろいろ批判を加えて来たが、要するに彼の社会的及び法的概念規定は、理論的に成り立たないのであって、国家の本質を把握・認識しているどころの沙汰ではない。いろいろの文献をあまた引用しまさしく百科全書的知識を誇っているかのようであるが、ヘブライズム特有の主観主義的個人主義の観念論の立場から国家の概念規定をし国家の本質を把握しようとして空理空論に終っているのであって、そこには予想以上に、マルクスの唯物論的一神教やケルゼンの国法学の一神教に勝るとも劣らない程度において、ヘブライズムの強い影響を蒙っている事実が判明した。オイゲン・デューリングが一八七五年の大

著、厳密に科学的な生命観と生命形成の哲学教程 (Kursus des Philosophie als streng wissenschaftlichen Lebensanschauung und Lebens-Gestaltung, 1875, エンゲルスの反テューリント論、序説、第二章、四九頁〜五〇頁参照) において表明した苛烈なマルクス批判は、概ね、H・ケルゼンのみならずG・イエリネクにも當嵌る。

スコラ学の煩鎖神学、それに先駆するユダヤ教典タルムードの律法学者達の煩鎖律法(ゲマラ Gemaraを参照されよ)と同様な煩鎖さ、饒舌、乱雑・粗雑な構想、ソフィステンの詭弁、欺瞞的論法、文体のぶざまさ、プラトン、アリストテレス、キケロ、ヘーゲル、ブルンチュリやサヴィニイ、ロレンツフォン・シュタインやテニエス、ギールケやオット・マイヤー等々博学多識の著名な学者を擧げて批判し自説を主張する自己顕示欲、虚榮心、及び術学的物知り顔ぶり、集中と秩序付ける能力又は論理的思考能力の缺如、哲学上・科学上の時代遅れと偏向、内的分裂症状と主観的独断、一神教的な反社会的個人主義の国家観……マルクスやケルゼンほどヘブルの特殊の普遍化はなからうと思っていたが、意外にも彼等に劣らず濃厚にヘブライズム、ユダヤ的思考方法の特徴が明らかに看取され得る。この論文の冒頭、序説——視点において述べて置いたヘブライズム(ユダヤ思想)の特徴はすべて、この国家の概念・本質に関するG・イエリネクの学説にも表明されている。ごく簡単に私の氣附いた諸点を指摘して置こう。

ヘブライズムの本質的特徴を一言で云えば、『極性(Polarität) 志向』即ち『中庸』を知らないということである。孔子が『中庸は徳の至れるものなり』(論語)と云い、アリストテレスが『中庸の美德』を説き(ポリテイアイ(国制誌))と云ったが、その中庸の美德に最も缺ける民族がヘブル人の十二部族の子孫ユダヤ人である。その点は、すでに幾たびか紹介した通り、マルチン・ブーバー(Martin Buber 1878〜1965, オーストリア生れのユダヤ人、フランクフルト大学教授、晩年にエルサレムへ歸り、ヘブル大学の社会哲学教授となる。従つて一九四五のイスラエル共和国の独立宣言

を体験している。)の、ユードンツーム Judenthum (ユダヤ教、ユダヤ思想、ユダヤ人気質)に就ての「極限兆候」というユダヤ人の民族精神を把握した彼の見解と一致しているように思う。

例えば、理想主義と現実主義に就ても、ヘブライズムの場合はヘレニズムとは全く異なり、一面において極性偏向の宗教的絶対主義、極めて偏狭にして排他的な唯我独尊的ヤハウエイズム Jahweismus → 一神教 Monothelismus に走っているかと思えば、その反面に於てこれまた極性志向の現実主義 ↓ 拜金主義に走っており、云わば「神の愛」と「金の愛」との両極に偏倚しているのであって、プロトコールに表明されているユダヤ民族の象徴、双頭の蛇、二元論的一元論という形で現われている。そういうヘブライズム又はユードンツームの根本的な特徴が、彼の国家学という学問の構成にも表明されていたが、この国家の概念・本質に関する彼の見解にも表明されていたのであって、前述の通りまさしくヘブル的特殊の生産物であり、あたかも欠陥商品のような、学問の仲買人、渡り鳥の皮相的にして劣悪な極性志向の反社会・反国家的個人主義国家観の表明に終っている。

又、論理的思考能力の著しい不足、秩序付け、体系化、組織法の缺如は、ヘブライズムの重要な特徴であって、モーセのトーラの律法がそれを典型的に表明しており、それはマルクスの経済学、ケルゼンの国法学に顕著に表明されたことに就ては既に論証して置いたが、それが G・イエリネクの国家学にも、敗けず劣らず表明されていたし、緻密に彼の国家の概念・本質に関する学説に就て考察してみたところ、こゝでも亦予想以上に乱雑で体系的でないことが判明した。『科学的整序』を云々しながら、整序能力に著しく缺けており、若し彼のこの著書が学位請求論文であったと仮定したならば、私は審査委員として請求を棄却しただろう。彼はギムナジウムにおいて学んでいないし、大学を卒業してからバーゼル大学の教授になるまで、法学、公法学の研究歴に缺けていたのであって、法律学的思考方法が身について

いない。L・V・シュタインが居た筈のウィーン大学において国家学の客員教授の資格を得たとか、ベルナチック教授が居たスイスのバーゼル大学において正教授になったという彼の履歴に就ても、事実かどうか疑問が残る。

又、事物の個々のものに強い関心を持ち、木を見て森を見ない微視的な余りにも狭い物の見方↓パティキュラリズム (Partikularismus) とレバノンの杉が天空に向つて林立し、或は又万人があたかも神へ向つて讚美歌を一齊合唱しているような多様の統一とはまるで反対の余りにも広い単調な一様性のユニヴァーサルイズム (Universalismus) も亦、すでにモーセのへブルの妬む神にして万物の創造者としての神に、典型的に表明されているが、これまたG・イエリネクの学論に於てのみならず、この国家の概念・本質に関する学説?に表明されている。こまかいことにはよく氣が付くが、寄せ集めた知識を整理する能力に欠け、矛盾・背理・詭弁・誤謬を随處で犯し、歴史・政治・社会・法そして僅かばかりの経済学の知識のコングロメラートに陥りカオス状態を呈しているかと思えば、その内的分裂症状を克服すべく、初めに「人間ありき」「個人ありき」という極端な自我主義・主観主義 (Egoismus, Subjektivismus) 的イデオロギー (觀念形態) に陥り、反社会的・反国家的個人主義の統一的国家観↓ユニヴァーサルイズムを表明している。彼にとつて「共同体」Gemeinwesen は「スフィンクスの謎」であつたし、「民族」は神秘的な幻想であつて、俗に云う「個人あつての国家」と云う個人本位の国家観↓国家の溶解剤を臆面もなく科学の衣裳をまといつて売り出した国家学説↓異端邪説は類例がないだろう。彼には精神病 (鬱病) にかかつた前歴があるが、彼の国家学説も亦、精神的・思想的分裂症状を露呈している。

「国家よ直ちに (sofort) 消えてなくなれ!」と云つたのは、ノールウェイの文豪イブセンであつたように思うが、カール・マルクスは「国家は眠り込む (einschlafen)」とか「死滅する (absterben)」と云い、スピノザとマルクスとを尊

敬していた街の評論家のイサク・ドイッチャー（ポーランド、ユダヤ人）は、「民族国家は崩壊する」という予言をしたが、ハンス・ケルゼンの国家観もすでに指摘して置いた通り、頭や首のないトルソー的な個人主義的国家観に陥っていたし、イエリネクの国家の概念・本質に関する見解も亦、彼等と同様に、国を思う心は紙よりも薄く、反社会、反民族、反国家的、集群的個人主義の主観的観念論に陥り、国家の溶解↓アナーキーへの道へつながっている。

（以下次号）（平成十七年六月十五日稿了 A. D. 2005 Juni 15.）